

平成26年度
日本N G O 連携無償資金協力
申請の手引き
(実施要領)



平成26年4月

外務省国際協力局民間援助連携室

目次

日本NGO連携無償資金協力とは～制度の概要～	1
1. 対象となるNGO	1
2. 対象となる国・地域	1
3. 対象となる事業	2
4. 資金協力の内容（支援対象となる経費）	3
5. 安全確保	4
6. 事業の広報	5
7. 不適切な資金管理・使用等があったときの措置	5
8. 外部監査の実施	5
9. 会計検査院による検査	5
（別表 - 1）日本NGO連携無償資金協力 対象国・地域一覧	6
（別表 - 2）対象となる経費と積算上の留意点	7
申請から事業完了までの流れ	13
1. 事業の申請	13
【3者見積もり】	14
2. 事業承認後の手続き	15
【供与限度額の決定】	15
3. 事業が始まってから	16
【報告事項】	17
【予算の変更】	18
4. 事業が終わったら	19
【効果検証標準シート】	19
5. 外部監査について	20
（別表 - 1）日本NGO連携無償資金協力の申請手続き	22
支援対象となる事業	23
1. 開発協力事業	23
2. NGOパートナーシップ事業	24
3. リサイクル物資輸送事業	25
4. 緊急人道支援事業	27
5. 地雷関係事業	28
6. マイクロクレジット原資事業	29
7. 平和構築事業	31
NGOと連携した国際協力の推進	32
1. 対象となる事業～国際協力における重点課題～	32
2. 対象団体	32
3. 優遇措置の内容	32
4. 手続きの概要	33
5. 申請から事業完了までの流れ	33
【一般管理費等の精算】	35
（別表 - 1）一般管理費等の内容	36

定型様式および定型書式	37
(1. 事業の申請)	
・申請書類チェックリスト	38
・日本NGO連携無償資金協力申請書(様式1)	40
・予算詳細(様式1-a)	45
・人件費詳細(様式1-b)	46
・3者見積もり一覧(様式1-c)	47
・事業実施体制表(様式1-d)	48
・プロジェクトタイムテーブル(様式1-e)	49
・施設案件必要書類・必要事項(様式1-f)	50
・申請団体概要(様式1-g)	51
・事業担当者・専門家関連情報(参考)	53
・日本NGO連携無償資金協力重点課題事業概要(第2年次・第3年次)	
(様式1-2)	54
(2. 事業承認後の手続き)	
・贈与契約(ひな形)	57
・贈与契約(マイクロクレジット原資事業ひな形)	59
・委任状	61
・支払請求書(在外契約)	62
・支払請求書(本邦契約)	63
・領収書	64
(3. 事業が始まったら)	
・事業変更承認申請書(様式2-1)	65
・事業変更承認通知書(様式2-2)	66
・事業変更報告書(様式2-3)	67
・中間報告書(様式3)	68
(4. 事業が終わったら)	
・完了報告書(様式4)	71
・日本NGO連携無償資金収支表(様式4-a)	74
・日本NGO連携無償資金使用明細書(様式4-b)	78
・効果検証標準シート	80

日本NGO連携無償資金協力とは ～制度の概要～

日本NGO連携無償資金協力（以下、N連）は、日本のNGOが開発途上国・地域で行う経済社会開発事業に外務省が資金協力を行う制度です。

1. 対象となるNGO

(1) N連に申請するためには、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

特定非営利活動法人または公益法人（注1）として法人登記されているNGOであること
日本のNGOであること（登記上、法人本部の住所が日本国内にある必要があります。）

国際協力活動を行うことが法人設立の主要な目的の一つとなっていること

法人として2年以上にわたる国際協力活動の実績があること

政治的活動・宗教的活動を行うことを目的とする法人ではないこと

非合法的行為・反社会的行為等を行う法人でないこと

法人として主務官庁に提出が義務付けられている書類を整備していること

累積赤字、その他の財務上の不安定要因を抱えていないこと

過去1年以内に、不適正な資金使用があった等の理由により本制度への申請を受け付けない等の措置がとられていないこと

(2) 上記(1)の要件をすべて満たしている場合であっても、国民の税金を原資とするN連資金を活用して事業を行う法人として、恒常的に事業実施能力や資金管理能力を有していることは不可欠ですので、人員体制の現状、収支状況、これまでの活動状況等は重要な審査対象事項となります。仮に、これらの諸点に疑念がある場合には、申請案件を不採択とすることがあります。

注1：ここでいう公益法人とは、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人を指します。

2. 対象となる国・地域

(1) N連の支援対象となるのは、別表 - 1に掲げられた国・地域で行われる事業です。ただし、事業地に外務省渡航情報の「退避勧告」が発出されていたり、事業予定国でのNGO活動が現地政府に認められていなかったりする場合等には、別表にある国・地域で行われる事業であってもN連事業として承認できない場合があります。（危険地域での事業実施については、5. 安全確保も併せて参照して下さい。）複数国にまたがる事業は、原則としてN連事業として承認することはできません。個別の事例については民間援助連携室にご相談願います。ただし、事業対象国において実施が困難なセミナーやワークショップを第三国において事業対象国民に行う等の場合には、これを認める場合があります。

(2) 中華人民共和国にて実施を提案する事業においては、我が国の対中ODAが日中両国が直面する共通の課題であって、我が国国民の生命や安全に直接影響するものといった、限定され、かつ我が国のためにもなる分野に絞り込んで実施されていることを踏まえ、採択の可否を検討することになります。

3. 対象となる事業

(1) N連の支援対象となるのは、次のいずれかの事業分類に該当する事業です。

1. 開発協力事業
2. NGOパートナーシップ事業
3. リサイクル物資輸送事業
4. 緊急人道支援事業
5. 地雷関係事業
6. マイクロクレジット原資事業
7. 平和構築事業

(2) いずれの場合も、次の要件をすべて満たしているかどうか審査されます。

申請団体である日本のNGOが自ら主体的に行う事業であること(実際の事業は現地提携団体が行い、日本のNGOの役割が資金調達・提供のみ又は側面的支援であるような事業はN連の支援対象となりません。)

現地の地域コミュニティや住民のニーズに沿った事業内容であり、事業地の経済社会開発に役立つ事業であると認められること(一時的な物資の配布(緊急人道支援事業を除く)で事業の持続発展性が認められないなど開発事業としての成果が明確でない事業等は支援対象となりません。)

現地の地域住民等の事業への参加が確保され、地域住民等の自助努力による自立を促すこと等を通じて事業の成果が持続する内容のものであること。

環境、人道、ジェンダー等の観点からも十分な配慮がなされた事業であると認められること
日本のODA政策(国別援助方針等)の内容に沿った事業であること

事業期間が12ヶ月以内であり、右期間内に一定の事業成果を示すことが可能な事業であること(「国際協力における重点課題」案件(32ページ)を除き、予め複数年度にまたがる資金協力はお約束できません。)(注2)

注2: 複数年の「国際協力における重点課題」であっても、贈与契約締結は年度毎に行うので、毎年度、12ヶ月以内の事業期間内で一定の成果を上げることが必要です。

(3) 次のような事業は、N連の支援対象とはなりません。

- ・開発途上国・地域の人を招き日本国内で行う国際会議等(現地における事業の目的を達成するため、事業の効果的な実施の観点から、現地の住民等を日本国内に招いて短期間実施する研修は支援対象とします。)
- ・軍事的利用・軍事転用の可能性がある事業
- ・政治的活動・宗教的活動を行うことを目的とする事業
- ・申請団体の収益向上を主目的としているとみなされる事業
- ・高等教育機関や研究所に対する教育・研究支援
- ・日本語、日本文化、芸術、スポーツの普及・振興を目的とする事業

- ・既存の施設の維持管理、運営支援等
- ・その他N連の趣旨に沿ったものとはみなされない事業

4. 資金協力の内容（支援対象となる経費）

（１）案件１件当たりの資金供与限度額は、以下のとおりです（注）。

事業分類	供与限度額	
	一般案件	国際協力における 重点課題対象事業
開発協力事業	5,000万円	1億円
NGOパートナーシップ事業	5,000万円	1億円
リサイクル物資輸送事業	1,000万円	
緊急人道支援事業	1億円	1億円
地雷関係事業	1億円	1億円
マイクロクレジット原資事業	2,000万円	
平和構築事業	5,000万円	1億円

（注）申請団体のN連供与資金を除く年間総収入実績（過去2年間の年間平均）を大きく超える資金協力は原則として行いません。

また、N連に初めて申請する団体に対しては、原則として公的資金（政府関係機関からの収入含む）を除いた年間総収入実績（過去2年間の年間平均）を大幅に超える資金協力は行わず、また初年度の供与案件数は事業対象国、事業分類を問わず1件を限度とします。

（２）N連事業として支援対象となるのは、予算詳細（様式1-a）に記載された経費のみです。各経費の積算上の留意点については、別表-2の「対象となる経費と積算上の留意点」を参照して下さい。「支援対象となる経費」は、計上が可能な経費を記載したものですので、各経費の必要性、価格の妥当性が十分説明されない場合には、「対象となる経費」に該当する経費であっても支援対象とならない場合があります。

固定資産については、物品の調達方法はリースを原則とします。なお、何等かの理由により購入せざるを得ない場合、事業終了後、民間援助連携室と相談の上、当該事業等に係る目的で資産を活用する受益者団体、住民組織、現地NGO、政府・地方自治体等との合意を取付けて然るべく譲渡して下さい。

支援対象となるか不明な場合は、予め民間援助連携室担当官にご相談下さい。なお、事業の実施・管理に必要なものであっても次に当てはまるものは、原則として、N連の支援対象となりません。

- ・団体（受益団体、申請団体双方を含む。）の維持・運営にかかる経費や受益団体の一般的な事務能力向上等を目的とした機材等にかかる経費（例：一般車両、パソコン等は原則として、団体の恒常的運営にかかる経費とみなされます。）で事業との関連性が認められない経費
- ・土地取得のための経費
- ・調査・研究のための経費

- ・個人に対する直接の金銭的支援のための経費（マイクロクレジット事業を除く。）
- ・相手国政府や地方自治体等に団体が直接支払う税金や手数料
- ・保険料（別表 - 2「対象となる経費と積算上の留意点」に別途記載があるものを除く。）
- ・他の資金によって手当てされている経費（二重計上の禁止）

5. 安全確保

- （1）現地におけるスタッフの安全確保は、事業実施団体が責任をもって優先的に考慮する必要があります。事業実施に際しては、外務省海外安全ホームページを含む各方面からの情報収集に努め、また、万一の事態に備え、緊急時の連絡網整備や避難手順等について、団体の本部事務所と現地事務所との間で事前によく確認して下さい。
- （2）N連では、極めて危険な地域における事業については原則として承認することはできませんが、例外的に危険地域で事業を実施する場合には、事業の企画立案の段階から民間援助連携室や在外公館とよく協議し、十分な安全対策を講じて下さい。（現地の治安情勢等に応じて下記（5）の安全対策経費を予算計上することができます。）
- （3）事業地の治安情勢が悪化した場合は、事業実施団体は在外公館または外務省と緊密に連絡・協議し、必要な安全対策をとって下さい。さらに治安が悪化し、現実に現地邦人職員に危険が迫る事態にいたった場合には、現地事務所は在外公館に、本部事務所は民間援助連携室に直ちにその旨連絡すると同時に可能な限りの対策を講じて下さい。
- （4）特定の危険地域において事業を行う場合には、事業承認に際して安全対策に関する一定の条件を付すことがあります。
- （5）事業地の治安情勢等に応じて、邦人職員の安全確保にかかる次のような安全対策経費を供与限度額の範囲内で予算計上を認める場合がありますので、事前に民間援助連携室にご相談下さい。なお、これらの安全対策経費として計上した予算は、小項目間の20%以内の移動（18ページ参照）であっても、原則として他の用途に使用することはできません。

- ・防弾車借料（武装警護員の同乗がパッケージとなっている場合を含む。）
- ・警備員雇用費
- ・警備会社等との契約費用（現地治安情勢に関する情報、安全対策に関するアドバイス等の提供に係る費用）
- ・戦争特約を含む海外傷害保険料
- ・衛星携帯電話
- ・防弾チョッキ・ヘルメット
- ・飛散防止フィルム等
- ・現地スタッフの呼び寄せ費用

（治安上の理由により邦人職員が現地に常駐することができず、日本国内または第三国等の拠点から事業管理を行う場合（「遠隔操作方式」）、必要性が認められる範囲で現地スタッフを遠隔操作拠点に呼び寄せ、事務引き継ぎ等を行うための費用を計上することができます。）

* その他、事業地で活動するNGO職員の安全確保に役立つ物品、サービス等の調達費用で、その必要性および効果が具体的かつ合理的に説明されるものについては、個別に支援対象として検討することも可能です。

6．事業の広報

N連は、税金を原資とする政府資金を活用するものであることから、事業実施団体においては、現地の人々に対して当該事業が日本からの支援によって実施されていることを広く知ってもらうとともに、N連事業がいかに現地の人々の役に立ったかを日本国民に知らせて頂く努力をお願いします。具体的には、現地で機材や物資を供与したり建築物を建てる場合には、事業実施団体のロゴ等に加え、日章旗マークを貼ったり、日章旗の銘板を設置するなどして事業が日本国民からの贈り物であることを明示して頂くようお願いしています（ただし、当該国における国民感情や特殊事情（政治・宗教等）を考慮し、日章旗を用いることが適当でないと判断される場合には、この限りではありません。）。また、N連事業の開始後には進捗状況、終了後には、事業完了・成果等を団体のホームページに掲載して頂いています。団体が事業に関するパンフレットを作成する場合には、N連資金で行われた事業である旨も明記して下さい。

さらに、外務省はODA案件の情報を積極的に国民に開示するODAの「見える化」を進めており、ODA予算の一部を活用するN連事業についても、平成23年度から、外務省ホームページに申請書、中間報告や完了報告で提出される文章や写真を掲載していますので、実施団体においては国民に当該N連事業を積極的に広報する機会ととらえて、事業の様子がよくわかる報告書や写真を提出して下さい。

7．不適切な資金管理・使用等があったときの措置

本N連の手引きに記載されている内容に違反していることが判明した場合や、事業申請書等の提出書類に虚偽の内容があったり、N連資金が適切に管理されていないことが判明した場合には、団体名を公表の上、団体との契約に基づき、提供した資金の返還及び加算金の支払いを求めたり、一定期間、N連の申請を受け付けない等の措置をとることがあります。

8．外部監査の実施

すべてのN連事業は、事業終了後、資格を有する会計士もしくは会計監査法人等による外部監査を行って頂きます。外部監査については、20ページの「外部監査について」を参照して下さい。

9．会計検査院による検査

国民の税金を原資とするN連資金の用途については、会計検査院による国の会計検査の対象となることがあります。その際には、提出された申請に関する書類、事業変更に関する書類、中間・完了報告に関する書類の一部または全部を会計検査院からの求めに応じ提出することがあります。また、会計検査院による海外視察の際には、視察対象となった事業の実施団体には、現地及び日本国内でご協力頂く場合があります。

(別表 - 1) 日本NGO連携無償資金協力 対象国・地域一覧

2014年4月現在

地 域	国 名
東アジア (11)	インドネシア、カンボジア、タイ、中国(注)、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス
南アジア (7)	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ
サブサハラ・ アフリカ (47)	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ(共)、コンゴ(民)、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソト
中南米 (30)	アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントビンセント・グレナディーン、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、スリナム、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ
中東・北アフリカ (12+1地域)	アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、イラン、エジプト、シリア、チュニジア、トルコ、モロッコ、パレスチナ、ヨルダン、レバノン
大洋州 (13)	キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア
中央アジア・ コーカサス地域 (8)	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、
欧州 (9)	アルバニア、ウクライナ、コソボ、セルビア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ

計137ヶ国・1地域

(注) 中華人民共和国にて実施を提案する案件については、我が国の対中ODAが日中両国が直面する共通の課題であって、我が国国民の生命や安全に直接影響するものといった、限定され、かつ我が国のためにもなる分野に絞り込んで実施されていることを踏まえ、採択の可否を検討することになります。

(別表 - 2) 対象となる経費と積算上の留意点

支援対象項目	経費積算上の留意点
1. 現地事業経費	
(1) 直接事業費	・現地住民に直接裨益する活動を行うのに必要な経費です。N連申請書(様式1)2.(3)事業内容に記されている活動を実施するために必要な経費を計上して下さい。
(ア) 資機材購入費等	・事業内容のうち、建築資材や供与機材等の購入およびそれらに付随する役務の調達等事業のハード部分にかかる経費です。(工事作業員の人件費等はこちらに計上して下さい。) ・緊急人道支援事業等で物資配布を行う際の配布物資調達にかかる費用はこちらに計上して下さい。開発協力事業であっても食糧や消耗品(医薬品を含む)の配布にかかる経費を一律に支援対象から排除することはできませんが、それら物資の配布の必要性や期待される効果を申請書で十分説明して下さい。(説明が十分と認められない場合はN連の支援対象としない場合があります。) ・ただし、特定の裨益者個人への固定資産の供与は認めません。 ・リサイクル物資輸送事業における輸送物資の輸送費等、修理・整備費はこちらに計上して下さい。
(イ) ワークショップ等開催費	・事業内容のうち、現地で行うワークショップやセミナー等の開催およびそれらに付随する役務の調達等事業のソフト部分にかかる経費です。 ・ワークショップ等において裨益者に提供または配布する飲食物(ワークショップの昼食等)や消耗品(文房具等)にかかる経費を一律に支援対象から排除することはできませんが、それら物資の提供または配布の必要性や期待される効果を申請書で十分説明して下さい。(説明が十分と認められない場合はN連の支援対象としない場合があります。2ページ「3. 対象となる事業」参照。)
(ウ) 専門家派遣費	・上記(ア)(イ)の活動を行うのに必要な専門家の派遣に係る経費です。 ・専門家の国籍は問いません。 ・ここでいう専門家とは、主に外部専門家(申請団体の職員でないもの)を指しますが、団体が医師や建築士を職員として雇用している場合等はその限りではありません。また、団体の職員(本部スタッフ)が事業管理者としてではなく直接事業実施に関わる場合(ワークショップにおける発言者等)等は専門家として経費を計上しても構いません。 ・N連に経費を計上できるのは、N連事業に従事するために必要な経費のみです。
(a) 専門家派遣旅費等	・下記(2)(ケ)本部スタッフ派遣費に準じた専門家の渡航費の他、専門家が現地で移動するための経費(下記(2)(エ)(c)参照)についてはこちらに計上して下さい。
(b) 謝金	・単価は月額を基本とします。事業従事期間が一ヶ月に満たない場合の謝金計算方法は団体の給与規程によることとしますが、特段の説明がない場合には、月額単価をその月の日数(土日、祝日を含む。)で割り、実際に事業に従事する日数をかけた金額を支援対象とします。 ・単価は団体の給与規程によることとしますが、一ヶ月当たりの単価がJICA専門家派遣に係る経費単価(在外基本手当)を超える場合には、右超過分は団体の自己負担となります。
(エ) 研修員招聘費	・事業の目的達成のため、その一部として、現地の住民等事業の直接の裨益者を第三国(日本を含む)に招聘して研修等を実施する際に必要な旅費等です。 ・現地スタッフの招聘費は含まれません。
(a) 研修員招聘旅費等	・下記(2)(ケ)本部スタッフ派遣費に準じた渡航費の他、研修員が第三国または日本国内で移動するための経費を計上できます。 ・日当・宿泊費単価は団体の旅費規程等によることとしますが、一日当たりの日当・宿泊費単価を足した額がJICA研修員に係る経費単価を超える場合には、超過分は団体の自己負担となります。
(b) 研修会開催費	・第三国(日本を含む)で行う研修会等の開催に係る経費です。 ・上記(1)(イ)ワークショップ等開催費に準じた経費を計上できますが、研修員に日当が支払われる場合には飲食費を計上することができません。

(2)現地事業管理費	<p>・現地において、上記(1)の直接事業の実施を適切に管理するために必要な経費です。</p>
(ア)本部スタッフ(駐在)人件費	<p>・N連事業に従事する本部スタッフ(現地駐在員)の人件費です。 ・本部スタッフ(駐在)人件費の計上にあたっては、N連事業を行うために必要な範囲のみとしてください。 ・ここでいう本部スタッフとは、当該N連事業に従事する職員でN連の申請団体である日本のNGOの本部事務所で雇用される職員を指します。(アライアンス団体で他国での系列団体で採用された職員等は本部スタッフに該当しません。)国籍は問いません。 ・本部スタッフが複数の事業に従事している場合は、N連事業に従事していると認められる範囲のみがN連の支援対象となります。様式1-b人件費詳細にN連事業に関与する割合を人役として記載して下さい。 ・単価は団体の給与規程によることとしますが、一ヶ月当たりの単価がJICA専門家派遣に係る経費単価(在外基本手当)を超える場合には、右超過分は団体の自己負担となります。</p>
(イ)現地スタッフ人件費	<p>・N連事業に従事する現地スタッフの人件費で、主に事業の管理に携わる職員の人件費です。(建設事業における作業員や、ワークショップ開催に関わる一時雇用者等は直接事業費のそれぞれの項目に計上して下さい。) ・すでに雇用しているか新規雇い上げかの別を問いません。 ・ここでいう現地スタッフとは、当該N連事業に従事する職員で本部スタッフ以外のものを指します。 ・警備員の雇用経費を含みます。 ・現地スタッフが複数の事業に従事している場合は、N連事業に従事していると認められる範囲のみがN連の支援対象となります。様式1-b人件費詳細にN連事業に関与する割合を人役として記載して下さい。 ・単価は団体の給与規程によることとしますが、同じ地域で事業を実施する他の団体が雇用する現地スタッフの人件費と比較して著しく高額である場合等には別途詳細な説明を求めることがあります。さらに、一ヶ月当たりの単価がJICA専門家派遣に係る経費単価(在外基本手当)を超える場合には、右超過分は団体の自己負担となります。 ・支援対象となるのは、団体の給与規程に基づく基本給のみです。ただし、地雷関連事業や危険地域で行う事業において危険な業務に直接従事する現地スタッフについては、傷害保険等の保険料を計上することができます。(下記(ケ)(c)その他渡航費に含まれる海外傷害保険料の上限金額を超える部分は支援対象となりません。) ・単価は月額を基本とします。事業従事期間が一ヶ月に満たない場合の人件費の計算方法は団体の給与規程によることとしますが、特段の説明がない場合には、月額単価をその月の日数(土日、祝日を含む。)で割り、実際に事業に従事する日数をかけた金額を支援対象とします。</p>
(ウ)現地事務所借料等	
(a)現地事務所借料	<p>・N連事業を管理するスタッフが駐在する現地事務所の借料です。 ・現地事務所は、事業地と同一の場所にある必要はありませんが、事業管理に適切と認められる場所に置かれることが必要です。 ・遠隔操作の場合等、事業の適切な管理に必要なと認められる場合には、複数の事務所借料を支援対象とすることがあります。 ・現地事務所が複数の事業を管理する拠点となっている場合には、当該事務所がN連事業の管理に不可欠と認められる範囲のみがN連の支援対象となります。(特段の積算根拠が示されない限り、月額を当該現地事務所が管理する事業の数で割った金額が支援対象となります。)</p>
(b)現地事務所光熱費	<p>・現地事務所支払われる電気、水道、ガスの使用料です。 ・水道水が飲用に適さない場合であっても、飲用のミネラル・ウォーター等購入費は支援対象となりません。 ・電気の供給が安定しない地域での発電用燃料費を含みます。(発電機の購入費(リース料)は下記(ケ)(b)の事務機械等購入費・借料に計上して下さい。) ・N連事業の管理に不可欠と認められる範囲のみがN連の支援対象となります。</p>

(工) 現地移動費	
(a) 車両購入費・借料	<ul style="list-style-type: none"> ・N連事業の管理および現地事務所機能の維持に必要な車両の購入費やリース料です。 ・防弾車をリースする場合には、武装警護員同乗等のパッケージ料金全体をこちらに計上して下さい。 ・N連資金は団体が行う事業を支援するものであり団体の恒常的な活動を支援することを目的としたものではないため、団体の固定資産(もしくは耐久消費財)となり得る車両の購入については、それが事業に必要なものであっても、リース会社が存在しない、購入する方がリースするよりも安価となる等の理由がある場合を除きリースを原則とします。
(b) 車両維持費	<ul style="list-style-type: none"> ・車両用燃料、その他修理費を含む維持管理に必要な経費です。 ・車両保険料は原則として支援対象となりません。ただし、車両を購入もしくはリースする際に自動車保険加入が義務づけられている場合は、こちらに強制自動車保険料を計上することができます。 ・すでに現地事務所が所有もしくはリースしている車両維持のための費用も支援対象となりますが、特段の積算根拠が示されない限り、月額を当該現地事務所が管理する事業の数で割った金額が支援対象となります。
(c) 現地出張費	<ul style="list-style-type: none"> ・現地スタッフ、本部スタッフが現地出張等の際に必要な経費です。旅費(交通費)、日当・宿泊費を含みます。(日当・宿泊費については、下記(ケ)(b)日当・宿泊費の上限金額を超える部分は支援対象となりません。) ・下記(ク)の本部スタッフ派遣費に含まれない旅費等は原則としてこちらに計上して下さい。
(オ) 会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家との打ち合わせ等、事業の実施に不可欠な現地における会議等にかかる経費です。現地住民に直接裨益するワークショップ等(上記1.(1)(イ))に該当する経費を除きます。 ・会議費には、会場借料(映像・音響設備等借料を含む)、会議に参加する現地スタッフ等の旅費、日当・宿泊費を含みます(旅費、日当・宿泊費の考え方については下記1.(2)(ケ)の本部スタッフ派遣費を参照)。 ・旅費・宿泊費については、専門家派遣費、現地移動費、現地スタッフ人件費、本部スタッフ派遣費、本部スタッフ人件費等の項目に計上されているものについてはこちらに計上することはできません。 ・「遠隔操作」方式による事業で安全対策経費として認められる、遠隔操作拠点(第三国の場合)までの現地スタッフの呼び寄せに必要な経費はこちらに計上して下さい。 ・会議に必要な場合であっても飲料水を含む飲食費は支援対象となりません。
(力) 通信費	
(a) 固定回線使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・現地事務所支払われる電話、ファックス、インターネットの使用料です。(これらに必要な機器を新規に購入するための費用もしくはリース料は下記(ク)(b)の事務機械等購入費・借料に計上して下さい。) ・N連事業の管理に不可欠と認められる範囲のみがN連の支援対象となります。
(b) 携帯電話使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・現地事務所支払われる携帯電話(衛星携帯電話を含む)の使用料です。(携帯電話を新規に購入するための費用もしくはリース料は下記(ク)(b)の事務機械等購入費・借料に計上して下さい。)プリペイド・カード式携帯電話のカード購入費を含みます。 ・N連事業の管理に不可欠と認められる範囲のみがN連の支援対象となります。
(c) 郵便・輸送費	<ul style="list-style-type: none"> ・現地事務所がN連事業に関連して発送する郵便、宅配便、クーリエ便等にかかる費用です。(受取の際に必要な費用を含みます。)
(d) 銀行手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で要するN連資金の入金、送金に係る銀行手続きに必要な手数料及び口座維持にかかる費用です。
(キ) 事業資料作成費	
(a) 資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に必要な資料の作成費で、事業の広報資料、報告書の作成費を含みます。 ・名刺等個人が使用するための資料作成費用は支援対象となりません。
(b) 広報用備品設置・購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の広報に必要な経費で、バナー、プレート、パネル、国旗等を含みます。

(ク)事務用品購入費等	
(a)事務用品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・現地事務所で使用する文房具の購入費です。 ・日用品(台所用品、掃除用具等)や食器類は該当しません。
(b)事務機械等購入費・借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の管理および現地事務所機能の維持に必要な現地事務所用のパソコン(及び周辺機器)、コピー機、通信機器、発電機等の機械購入費もしくはリース料(リースが可能な場合)です。 ・事務機械修理費及び事務機械に付随する消耗品購入費(上記(a)事務用品購入費に含まれるものを除く。)を含みます。 ・N連資金は団体が行う事業を支援するものであり団体の恒常的な活動を支援することを目的としたものではないため、団体の固定資産(もしくは耐久消費財)となり得る事務機械等の購入については、それが事業に必要なものであっても、リース会社が存在しない、購入する方が事業期間を通じてリースするよりも安価となる等の理由がある場合を除きリースを原則とします。
(c)事務用家具購入費・借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の管理および現地事務所機能の維持に必要な現地事務所用の机、椅子等の購入費もしくはリース料(リースが可能な場合)です。 ・N連資金は団体が行う事業を支援するものであり団体の恒常的な活動を支援することを目的としたものではないため、団体の固定資産(もしくは耐久消費財)となり得る事務用家具の購入については、それが事業に必要なものであっても、リース会社が存在しない、購入する方が事業期間を通じてリースするよりも安価となる等の理由がある場合を除きリースを原則とします。
(ケ)本部スタッフ派遣費	
(a)旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・本部スタッフ(現地事務所駐在員を含む。)が事業の管理を目的として、現地事務所または事業地に渡航するための交通費です。事業期間開始前であっても、現地での贈与契約署名式で署名する本部スタッフの旅費(および署名式参加のために必要な最小限の日当・宿泊費)については支援対象とします。 ・自宅もしくは団体事務所から空港までの交通費、事業実施国までの航空旅費、事業実施国(もしくは隣国)の空港から現地事務所までの交通費を含みます。 ・出発地が日本である必要はありません。(海外事務所から事業地へ移動する際の交通費も支援対象となります。) ・N連事業以外の用務のため第三国を経由する場合には、当該第三国を出発地として積算された旅費のみを支援対象とします。(国内で他の用務地を経由する場合も同様です。) ・航空運賃については、ディスカウント・エコノミー価格を基本とします。
(b)日当・宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ・本部スタッフが、事業地に滞在する際の日当及び宿泊にかかる経費です。(トランジットのために第三国に宿泊しなければならない場合や駐在員が日本に一時帰国する場合は、団体の旅費規程が日当、宿泊費の支払いを定めていれば支援対象となります。) ・現地での宿泊にかかる経費には出張者に支払われる宿泊費、駐在員に支払われる宿泊費または住宅手当、団体が駐在員等のために借り上げる宿舍借料を含みますが、これらの経費を重複して計上することはできません。 ・単価は団体の旅費規程等によることとしますが、一日当たりの日当・宿泊費単価を足した額または日割り計算した住宅手当月額がJICA専門家派遣に係る経費単価(旅費)を超える場合には、超過分は団体の自己負担となります。(現地に駐在する本部スタッフに支払われる現地住宅手当は、人件費にかかるJICA専門家派遣に係る経費単価とは別に計上することができます。) ・滞在日数は、原則として、日本出発日から日本到着日までとして計算します。(出発地の考え方については上記(a)旅費を参照。) ・機中泊の場合等実際に宿泊費が発生していない場合には、団体規程の如何に関わらず、支援対象となりません。
(c)その他渡航費	<ul style="list-style-type: none"> ・本部スタッフが、事業地に渡航するために必要な査証取得費、予防接種費、海外傷害保険・疾病保険料です。空港使用料を含みます。 ・海外傷害保険料等(戦争特約を含む。)については、各担保項目の保険金額が5,000万円を超えない範囲で(賠償責任については1億円まで。)、必要と認められる保険料をN連の支援対象とします。(右上限を超える保険料は申請団体の自己負担となります。)ただし、地雷案件や危険地域での事業等特に必要が認められる場合はその限りではありません。 ・査証取得費には、現地駐在員が現地滞りおよび滞在延長するために必要な滞在許可取得のための費用等を含みます。 ・予防接種費については、外務省海外安全ホームページの情報において、接種が要求されている旨記載されているものおよび接種することが勧められているものに限りです。

(3)情報収集費	<ul style="list-style-type: none"> ・現地治安情勢に関する情報、安全対策に関する警備会社からのアドバイスの提供等にかかる費用です。 ・現地治安情勢に関する情報収集のための新聞購入費については、一事務所当たり一紙に限り支援対象とします。
(4)その他安全対策費	<ul style="list-style-type: none"> ・他の項目に当てはまらない経費が安全対策上特に必要と認められる場合のみ計上可能です。(4ページ参照。)
2. 現地事業後方支援経費	
(1)現地事業後方支援管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・日本において、現地における事業を適切に管理するために不可欠な経費です。(支援対象となるのは、当該N連事業に直接関係していると認められるもののみです。)
(ア)本部スタッフ(事業担当)人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦において、N連事業に従事する本部スタッフ(事業責任者またはそれに準ずる担当者)の人件費です。 ・本部スタッフ人件費の計上にあたっては、N連事業を行うために必要な範囲のみとしてください。 ・ここで本部スタッフとは、当該N連事業に従事する職員でN連の申請団体である日本のNGOの本部事務所で雇用される職員を指します。(アライアンス団体で他国で採用された職員等は本部スタッフに該当しません。)国籍は問いません。 ・本部スタッフが複数の事業に従事している場合は、N連事業に従事していると認められる範囲のみがN連の支援対象となります。様式1-b人件費詳細にN連事業に関与する割合を人役として記載して下さい。 ・単価は団体の給与規程によることとしますが、一ヶ月当たりの単価がJICA専門家派遣に係る経費単価(国内俸)を超える場合には、右超過分は団体の自己負担となります。 ・単価は月額を基本とします。事業従事期間が一ヶ月に満たない場合の人件費計算方法は団体の給与規程によることとしますが、特段の説明がない場合には、月額単価をその月の日数(土日、祝日を含む。)で割り、実際に事業に従事する日数をかけた金額を支援対象とします。 ・団体の給与規程に基づく基本給のほか、主に福利厚生を目的とした手当ではなく、事前に金額を確定することが可能なもので、本部スタッフの給与として支払われるものを支援対象とします(役職手当、地域手当、通勤手当等)。 ・次のようなものは支援対象となりません。扶養手当、日本国内の住宅手当や超過勤務手当、期末手当(ボーナス)、団体負担分の社会保険料等。 ・広報に関する経費については、具体的な成果物(パンフレット等)の作成に係る費用のみとし、広報の人役は認めません。
(イ)本部スタッフ(経理担当)人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦において、N連事業に従事する本部スタッフ(会計・経理担当者)の人件費です。 ・経費積算の留意点は、上記(ア)本部スタッフ(事業担当)人件費に準じます。
(ウ)会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家との打ち合わせ等、事業の実施に不可欠な日本における会議等に係る経費です。 ・会議費には、会場借料(映像・音響設備等借料を含む。)、会議参加者の国内旅費、日当・宿泊費を含みます(旅費、日当・宿泊費の考え方については上記1.(2)(ク)の本部スタッフ派遣費を参照)。 ・「遠隔操作」方式による事業で安全対策経費として認められる、遠隔操作拠点(日本の場合)までの現地スタッフ呼び寄せに必要な経費はこちらに計上して下さい。 ・会議に必要な場合であっても飲料水を含む飲食費は支援対象となりません。
(エ)通信費	
(a)電話等使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務所で支払われる電話、ファックス、インターネットの使用料です。 ・N連事業の管理に不可欠と認められる範囲のみがN連の支援対象となります。 ・携帯電話使用料については、別途特段の積算根拠が示される場合を除き支援対象となりません。
(b)郵便・輸送費	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務所がN連事業に関連して発送する郵便、宅配便、クーリエ便等にかかる費用です。(受取の際に必要な費用を含みます。) ・リサイクル物資輸送事業における輸送費は1.現地事業経費(1)直接事業費(ア)資機材購入費等に計上して下さい。海上輸送保険等物資の輸送にかかる保険料は支援対象となりません。
(c)銀行手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内で要するN連資金の入金、送金に係る銀行手続きに必要な手数料です。

(オ)事業資料作成費	
(a)資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に必要な資料の作成費で、事業の広報資料、報告書の作成費を含みます。 ・名刺等個人が使用するための資料作成費用は支援対象となりません。
(b)広報用備品設置・購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の広報に必要な経費で、バナー、プレート、パネル、国旗等を含みます。
(カ)事務用品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務所で使用する文房具の購入費です。事務機械や事務用家具を購入・リース・修理するための費用は対象となりません。 ・文房具以外の日用品(台所用品、掃除用具等)や食器類は該当しません。
(2)その他安全対策費	<ul style="list-style-type: none"> ・他の項目に当てはまらない経費が安全対策上特に必要と認められる場合のみ計上可能です。(4ページ参照。)
3. 一般管理費等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際協力における重点課題案件の場合のみ、上記1.(1)直接事業費(N連申請額が対象。ただし、日本のNGOの用途分)の5%を上限に計上することができます。(ただし、実際の直接事業費の支出が承認された予算よりも少なかった場合には、支援対象となる一般管理費等の額は実際に支出した直接事業費の5%までです。差額は返納となります。) ・N連でいう一般管理費等とは、当該N連事業に直接的に関係しない経費であって、同事業を実施する上での前提として、団体自身が活動を継続・維持していくために必要な経費のことをいいます。したがって、N連事業の実施に直接的にかかる経費(例:N連事業を担当する本部スタッフの人件費など)は一般管理費等での計上は認められません。 ・N連事業における一般管理費等は、別表 - 1の一般管理費等の内容に含まれるもののみとし、精算時にそれらに該当しない支出があることが確認された場合には右支出については団体の自己負担となります。また、実際に直接事業費として支出した額の5%を超えて一般管理費等に該当する支出があった場合には、右超過分は団体の自己負担となります。(他の費目から経費を移動してすることはできません。)
4. 外部監査経費	<ul style="list-style-type: none"> ・1. 現地事業経費と2. 現地事業後方支援経費を合計した額の10%までを支援対象とします。
(1)外部監査経費	<ul style="list-style-type: none"> 20ページの「外部監査について」(2)外部監査の方法と内容に基づき、外部の監査法人等にN連事業の監査を依頼する経費です。
(ア)現地外部監査経費	<ul style="list-style-type: none"> ・主に現地事務所等で行う外部監査に係る経費です。 ・事業実施国に適当な監査法人が存在せず第三国の監査法人に現地事務所の監査を依頼する場合を含みます。
(イ)本部外部監査経費	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務所で行う外部監査に係る経費です。

申請から事業完了までの流れ

案件の申請から実施・完了までの流れについては、別表 - 1「日本NGO連携無償資金協力の申請手続き」を参照して下さい。提出・提示書類のうち書式が決まっているものは、外務省ODAホームページからダウンロードが可能です。(書式にはそれぞれ別紙の添付を求めるものがあります。書式の記載に従って下さい。)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/j_ngo_musho.html

1. 事業の申請

事前準備

N連への事業申請を検討される際には、まず、事前に民間援助連携室に相談の上、全般的なアドバイスを受けるとともに、事業地を管轄する在外公館にも事業内容等を説明の上、特に現地で申請事業を実施する際の留意事項等につき、よくアドバイスを受けて下さい。

申請・申請受付

実際に申請される場合には、前述の事前準備を経て、以下の(1)～(2)に掲げる書類を全て揃えた上で、38ページの「申請書類チェックリスト」(記入のこと)を付し、申請団体本部より民間援助連携室に可能な限り持参の上(それが困難であれば郵送で)提出・提示して下さい(申請先は民間援助連携室に一元化します。)。ただし、申請案件がN連の要件を満たしていない、提出・提示書類が一部不足している、或いは書類に不備がある、記載内容が著しく不明確であるなどの場合には、申請案件の審査を開始することが困難ですので、これらの諸点が補完・確認されなければ申請受付(受理)となりません。この点に十分留意して下さい。

26年度の新規案件申請受付(受理)については、原則として4月から開始しますが、以下のとおり受付後の審査に数ヶ月を要するため、遅くとも9月を目処に終了します(複数年の国際協力重点課題として前年度から継続の26年度案件の場合も同様)。なお、申請額の総額がN連予算を超過した場合には9月以前でも締め切ります。

申請受付後

民間援助連携室では申請受付(受理)後、審査等の過程で申請団体に対して適宜照会・確認を行いますので(22ページ(別表 - 1)参照)申請団体にはこれに対応していただく必要があります(22ページ(別表 - 1)参照)。このため、採否の決定に至るまでには3ヶ月程度を要しますので、あらかじめ御承知おき下さい。

(1) 申請書類(いずれも正副2部提出していただく書類:返却いたしません。)

* なお、国際協力における重点課題のうち、複数年案件として前年度から継続の26年度案件の場合、必要書類については、NGOと連携した国際協力の推進 5. 申請から事業完了までの流れ(3)2年目以降の贈与契約締結を参照して下さい(34ページ)

申請書類チェックリスト

事業申請書(様式1:総括表含む)(要電子データ提出)

予算詳細(様式1-a)(注1)(要電子データ提出)

予算詳細別表（各経費の内訳・積算根拠記載）（様式自由）（要電子データ提出）
人件費詳細（様式 1 - b）（要電子データ提出）
3 者見積もり一覧（様式 1 - c）
事業実施体制表（様式 1 - d）
事業地がわかる地図（事業実施国における事業地の位置がわかるものを提出して下さい。）
プロジェクトタイムテーブル（様式 1 - e）
（施設建設等の場合）工事設計書、図面等（様式 1 - f）（注 3）
（NGO パートナシップ事業の場合）申請団体と他の NGO 等が締結する契約書（案）
（外国語の場合には日本語訳を付けて下さい。）
申請団体概要（様式 1 - g）（記載内容に変更がない場合、同一年度内 2 件目以降の申請時には省略可能です。）

注 1：上記申請書のうち、所定の様式があるものについては、様式・項目名の変更等をしないでそのまま使用して下さい。

注 2：N 連申請に際し一定の自己資金による負担を課す制度は廃止されましたが、事業全体の実現可能性を判断するため、自己資金が予算として組み込まれている場合には自己資金の額を可能な限り予算詳細に記入するようにして下さい。

注 3：施設建設等の工事設計書、図面等については、専門家に良く確認した上で提出して下さい。

（ 2 ） 申請書類の確認書類（提示いただく書類：確認後返却いたします。）

ア 事業、予算に関する参考資料

（機材供与の場合）供与する機材の仕様書（カタログ写し等）

資機材購入等にかかる 3 者見積もり（注 4）

外部監査の見積もり

事業担当者・専門家関連情報（ 5 3 ページ（参考））

* その他の書類・資料等の提出・提示を求める場合もあります。

* 提出・提示する資料（仕様書、設計書、見積もり等）が日本語または英語以外の言語で記載されている場合には、必ず日本語訳を付けて下さい。

注 4：【 3 者見積もり】

資機材・役務の調達で（「予算詳細」の「 1 . 現地事業経費（ 1 ）直接事業費」に限定されません）調達する資機材・役務の単価が 3 万円相当以上となるものについては、3 業者からの見積もり（ 3 者見積もり）を入手し、一覧表（様式 1 - c）を作成して下さい。申請額の妥当性を判断する材料とします。なお、最も安価な見積もりを出した業者以外から資機材・役務を調達しなければならないやむを得ない理由がある場合には、その理由を明記して下さい。また、現地の事情等により、3 者見積もりをとることが困難な場合はその理由を記載して下さい（建設工事を行う業者を入札により選定しなければならない場合や継続して使用する事務所の賃料等を含みます。ただし、その場合であっても積算根拠となる資料（事務所賃貸契約の写し等）を必ず提出して下さい。）

外部監査については、3 業者から見積もりを入手する必要はありません。

イ 団体に関する書類（注5）

定款または寄付行為

印鑑証明書

法人登記簿謄本

事業計画書

収支予算書または活動予算書

事業報告書（過去2年分）

収支計算書または活動計算書（過去2年分）

財産目録

貸借対照表

役員名簿

職員名簿（各職員の常勤・非常勤、有給・無給の別、担当業務内容も記載して下さい。）

監査報告書（団体として監査を受けている場合）

注5：同一団体が同一年度に複数の事業申請を行う場合、すでに提出した書類の記載事項に変更がない場合には2件目以降の申請時にこれらの資料を提示する必要はありません（ここでいう書類とは、申請団体が法令の定めにより主務大臣に提出した書類および事業年度毎に主務大臣に提出することが法令で義務づけられている事業報告書等の書類をいいます。）

2. 事業承認後の手続き

N連案件として適当と判断された事業については、在外公館と申請団体との間で贈与契約（G/C）を締結します（注6）。その後、資金の支払いを受けるための手続きは以下のとおりです。

注6：贈与契約は、在外公館と申請団体との間で締結することを基本としますが（在外契約）、次の場合は、例外的に、外務省と申請団体との間で契約を締結することがあります（本邦契約）。

- ・現地政府の法律・規則等の制約により現地に銀行口座を開設できない場合
- ・現地に銀行口座を開設することはできても、海外への送金ができない等の支障がある場合
- ・その他在外契約とすることができない特殊な事情がある場合
- ・日本での支払が供与額の殆どを占める場合（例：リサイクル物資輸送事業）

【供与限度額の決定】

贈与契約に記載される供与限度額は、次のように確定されます。

- ・予算詳細に計上されている項目がN連の支援対象であることを確認する。（N連支援対象項目のみが供与限度額に含まれます。）
- ・予算詳細に計上されている通貨単位毎に金額を合計する。
- ・贈与契約は在外契約を基本とするので、それぞれの通貨単位合計金額に直近の実勢為替レートを使用して算出し、送金通貨（贈与契約上の外貨）に換算する。本邦契約の場合は、日本円に換算する。合計額の小数点以下は切り捨てる。

(1) 資金受け取り口座の開設

- ア N連資金の送金先として、当該事業専用口座を用意して下さい。N連事業専用口座は、必ずしも新規に開設したものである必要はありませんが、N連資金支払いは当該口座の残高がゼロになっていることを確認した後行います。(当該口座開設のために必要最小限の金額が口座に残されている場合は除きます。)なお、当該口座は、N連供与資金の入金・出金を確認するためのものですので、N連に係る資金であっても自己資金等は入金しないで下さい。
- イ 事業終了後は口座を閉鎖しても構いませんが、事業終了日が属する年度の次年度から数えて5年間は使用済み口座記録を保管して下さい。

(2) 支払請求書類の提出

在外契約の場合は在外公館に、本邦契約の場合は民間援助連携室に、次の書類を提出して下さい。これらに基づき送金手続きを開始します。

・支払請求書

62～63ページの例に従って作成して下さい。

・N連供与資金専用口座に関する書類

口座の 銀行名、 口座番号、 残高、がわかる書類(日本の口座の場合は、通帳の表紙、見返し、残高欄の写し)を提出して下さい。

(3) 領収書の提出

N連供与資金が上記の専用口座に入金されたことを確認後、領収書(64ページ参照)を提出して下さい。(提出先は支払請求書類のときと同様です。)

3. 事業が始まってから

(1) 中間報告書の提出

- ア 贈与契約に記載された期日までに事業の進捗に関する中間報告を次のとおり在外公館(または民間援助連携室)に提出の上、事業の進捗状況等を説明して下さい。

中間報告書(様式3)

- イ 銀行残高証明(または通帳の残高欄写し)を、上記アの中間報告のための書類と一緒に提示して下さい。内容を確認の上、返却します。

N連資金の支払いは、可能な限り年度内で2回に分けて行います(資金の分割供与)。このとき、2回目の資金供与(口座への送金)は中間報告書の提出を待ち、その内容に問題がないことを確認した後に行われますが、その際には改めて、上記2.(2)と同様、支払請求書類を提出して下さい。(領収書を提出頂くことも1回目の供与同様です。)中間報告書の内容に疑義や問題がある場合等には、2回目の資金供与を見合わせたり、事業内容や団体の事業管理体制に関し然るべき改善措置をとることを求めることがあります。

(2) 事業の変更・中止

N連事業では、承認された事業内容や予算の配分で事業の目的を達成して頂くことが原則です。そのため、事業内容や予算を十分に検討した上で事業申請がなされ、承認された事業申請書の内容に沿って事業が実施されることが望まれますが、やむを得ない事情により事業内容や予算の配分を変更しなければならない場合は次のとおりとして下さい。なお、この手続きは、在外契約の場合は在外公館、本邦契約の場合は民間援助連携室との間で行います。

ア 事業の変更

やむを得ない事情により次に該当するような事業の変更をしなければならない場合には、在外契約案件は在外公館、本邦契約案件は民間援助連携室に対し、変更内容に応じて事業変更承認申請書或いは事業変更報告書を提出して下さい。ただし、日本NGO連携無償資金協力申請書に記載された事業の目標を変えるような大幅な事業の変更は原則として認められません。また、事業終了直前の残余金の活用を主な目的とする事業変更申請は認められません。いずれにしましても、事業変更を希望される場合には、前もって、在外公館或いは民間援助連携室にご相談下さい。なお、ご不明な点等がある場合には民間援助連携室にお問い合わせ下さい。

事業変更承認申請

次の場合は事業変更承認申請の対象です。

事業変更承認申請については、事業変更承認申請書(様式2-1)の提出が必要です。承認する場合、在外公館長或いは外務省会計課長より事業変更承認通知書(様式2-2)を発出しますので、事前に時間的余裕を持って在外公館或いは民間援助連携室(具体的な宛名については照会して下さい)に提出して下さい。事業変更後に申請がなされた場合、変更に伴い生じた経費の変更について承認しないことがあります。なお、緊急に事業の変更をしなければならず、事前に事業変更承認申請書の提出が困難な場合には、できる限り事前に電話等で在外公館或いは民間援助連携室に相談して下さい。

- ・申請書に記載されている事業地を変更するとき
- ・贈与契約に記載されている事業期間を1ヶ月を超えて延長するとき
- ・事業期間延長の幅が1ヶ月以下の場合であっても、延長により事業期間が12ヶ月間を超えると
き
- ・申請書に記載されている事業内容を変更(追加もしくは削減)するとき
- ・特定の事業担当者(本部スタッフ、専門家)を配置することが事業承認の条件となった場合で、当該事業担当者を変更するとき(変更後の事業担当者に関する事業担当者・専門家関連情報(参考)を添付して下さい。53ページ参照)
- ・20%を超えて予算の変更(小項目間の移動)をする必要がある場合(注7)
- ・上記以外の変更で、外務省または在外公館が必要と認めるとき

事業変更報告

次の場合は事業変更承認申請書を提出する必要はありませんが、事前もしくは事後速やかに在外公館或いは民間援助連携室（具体的な宛名については照会して下さい）に事業変更報告書（様式2-3）を提出して下さい。

- ・上記（2）ア 事業変更承認申請の対象に該当しない事業担当者（本部スタッフ、専門家）や場所の変更（変更後の事業担当者・専門家関連情報（参考）を添付して下さい。）
- ・20%を超える小項目間の予算移動を伴わない活動内容の変更や事業規模の拡大もしくは縮小で、事業の上位目標達成のために必要なもの（20%を超える小項目間の予算移動を伴う場合は事業変更承認申請の対象となります。）（注7）
- ・やむを得ない事情により本部スタッフ、専門家の派遣（特に短期派遣）を中止するとき
- ・やむを得ない事情により派遣日程が変更になり、航空券や宿泊をキャンセルしなければならない場合で20%を超える小項目間の予算移動を伴わないもの（20%を超える小項目間の予算移動を伴う場合は事業変更申請の対象となります。）
- ・贈与契約に記載されている事業期間を1ヶ月を超えて短縮するとき
- ・上記以外の変更で、外務省または在外公館が必要と認めるとき

注7：【予算の変更】

事業内容の変更を伴わない予算の変更は予算項目の小項目間（予算詳細の（ア）（イ）（ウ）・・・に該当）で、移動する項目（移動元の費目）の20%を超えない範囲で可能です。

		(項目の説明)	
大項目		1. 現地事業経費	}
中項目		(1) 直接事業費	
小項目		(ア) 資機材購入費	
		(イ) ワークショップ等開催費	
		< 中略 >	
大項目のみ		3. 一般管理費等	
大項目		4. 外部監査経費	
中項目		(1) 現地外部監査経費	
中項目		(2) 本部外部監査経費	

やむを得ない事情により予算項目の20%を超えて予算の変更（小項目間の移動）を行わなければならないことが判明した場合には、事業内容の変更にならない、速やかに事業変更承認申請書（予算の変更）を提出して下さい。

ただし、小項目間の移動であっても次のような予算の移動は原則として認められません。

- ・「直接事業費」の中に計上されている予算を他の項目に移動すること

- ・「現地事業経費」の中に計上されている予算を「現地事業後方支援経費」に移動すること
- ・安全対策のために計上されている予算を他の項目に移動すること

なお、小項目間の移動には当たりませんが、次のような予算の変更は認められません。

- * 「外部監査経費」の他の項目へまたは他の項目からの予算の移動
- * 「国際協力における重点課題」案件における「一般管理費等」の他の項目へまたは他の項目からの予算の移動

イ 事業の中止

やむを得ない事情により事業を中止しなければならないことが判明した場合には、速やかに事業中止承認申請書（様式2-1を参考に作成して下さい。）を提出して下さい。（右申請書には事業を中止する日を記載して下さい。）事業中止申請の承認をもって事業は中止され、事業中止承認申請書に記載された事業を中止する日を基準に精算を行います。（事業中止の日を事業中止申請が承認される日とすることも可能です。）

4. 事業が終わったら

(1) 完了報告書の提出

ア N連事業が終了したら、事業終了日から3ヶ月以内に、事業完了報告書を在外公館または民間援助連携室に提出して下さい。

完了報告書（様式4）

日本NGO連携無償資金収支表（様式4-a）

外部監査報告書（外国語の場合には日本語訳を付けて下さい。）

日本NGO連携無償資金使用明細書（様式4-b）

イ 次の書類を上記アの完了報告のための書類と一緒に提示して下さい。内容を確認の上、返却します。

銀行通帳の出入金記録の写し

【効果検証標準シート】

効果検証標準シートを事業の効果を計る手段として是非活用して下さい。（80ページ参照。外務省ODAホームページに記入例が掲載されています。）「国際協力における重点課題」事業（32ページ）の場合には、申請時に、過去にN連資金を用いて実施した同種の事業について効果検証シートの提出を求めることがあります。なお、事業終了後、効果検証のために、現地に赴く必要がある場合、NGO事業補助金に対して渡航費等の経費を申請することができます。

(2) 資金の精算

ア 提出された完了報告に基づき資金の精算を行います。なお、精算は、贈与契約に記載された通貨で行います。

イ 資金の支出に疑義がある場合等には、領収書、契約書写し、給与明細、換金レートを示す資料等の追加的な提出を求めることがあります。

ウ 精算の結果、N連資金使用明細書の中にN連の支援対象にならない支出があることが判明し

た場合や、予算で認められていた経費であっても、その支出に対する疑義が払拭されない場合などには、自己資金で負担して頂く場合があります。

- エ 残余金が生じていることが確認された場合には、在外公館または民間援助連携室の指示に従って資金の返納手続きを行って下さい。返納は贈与契約で合意された送金通貨で行われます。
- オ N連の支援対象となるのは、基本的に事業期間内に債務が発生した経費のみです。事業開始日以前の支出について遡及してN連資金からの支出を認めることはできません(ただし、本手引きに別途の記載がある場合を除きます。)
- カ 経費の支払いを証明する書類として、領収書等を、事業が終了した翌年度から5年間保存して下さい。

(3) 不適切な資金管理・使用等があったときの措置

本N連の手引きに記載されている内容に違反して資金を使用していることが判明した場合や、提出書類に虚偽の内容があったり、N連資金が適切に管理されていないことが判明した場合には、団体との契約に基づき、団体名を公表の上、提供した資金の返還及び加算金の支払いを求めたり、一定期間、N連の申請を受け付けない等の措置をとることがあります。

5. 外部監査について

完了報告書には外部監査報告書を添付して下さい(団体においては、同報告書の内容をよく確認の上で添付して下さい。)

(1) 外部監査の目的

N連における外部監査は、国民の税金を原資とするN連資金が適切に使用されたことを専門的な知見を有する第三者に客観的に確認してもらうことを目的としています。団体の会計が公益法人会計等に基づいて適切に行われているかを監査するいわゆる団体監査とは異なります。具体的には、N連資金収支表に記載されている数字がN連資金使用明細書と整合的であること、N連資金使用明細書に記載されている数字が領収書等、各支出を証明する書類(以下、証憑)等に基づいたものであることを確認してもらうものです。具体的な外部監査の方法と内容は以下(2)のとおりです。団体においては、事前に監査法人等によく説明の上で依頼して下さい。

(2) 外部監査の方法と内容

ア 団体は、外部監査法人等に次の書類等による外部監査を依頼し、事業完了後、それぞれの記載が適切に行われているかの確認と外部監査の結果を示す監査報告書の作成を依頼して下さい(注8)。なお、上記(1)の目的のために監査法人等が必要と判断し提出を求められる場合には、その他の書類の提出にも協力して下さい。

- ・日本N G O連携無償資金収支表(様式4 - a)
- ・日本N G O連携無償資金使用明細書(様式4 - b)
- ・領収書等、各支出を証明する書類(証憑)
- ・為替レートの根拠となる書類
- ・銀行残高証明(または通帳の残高欄写し)

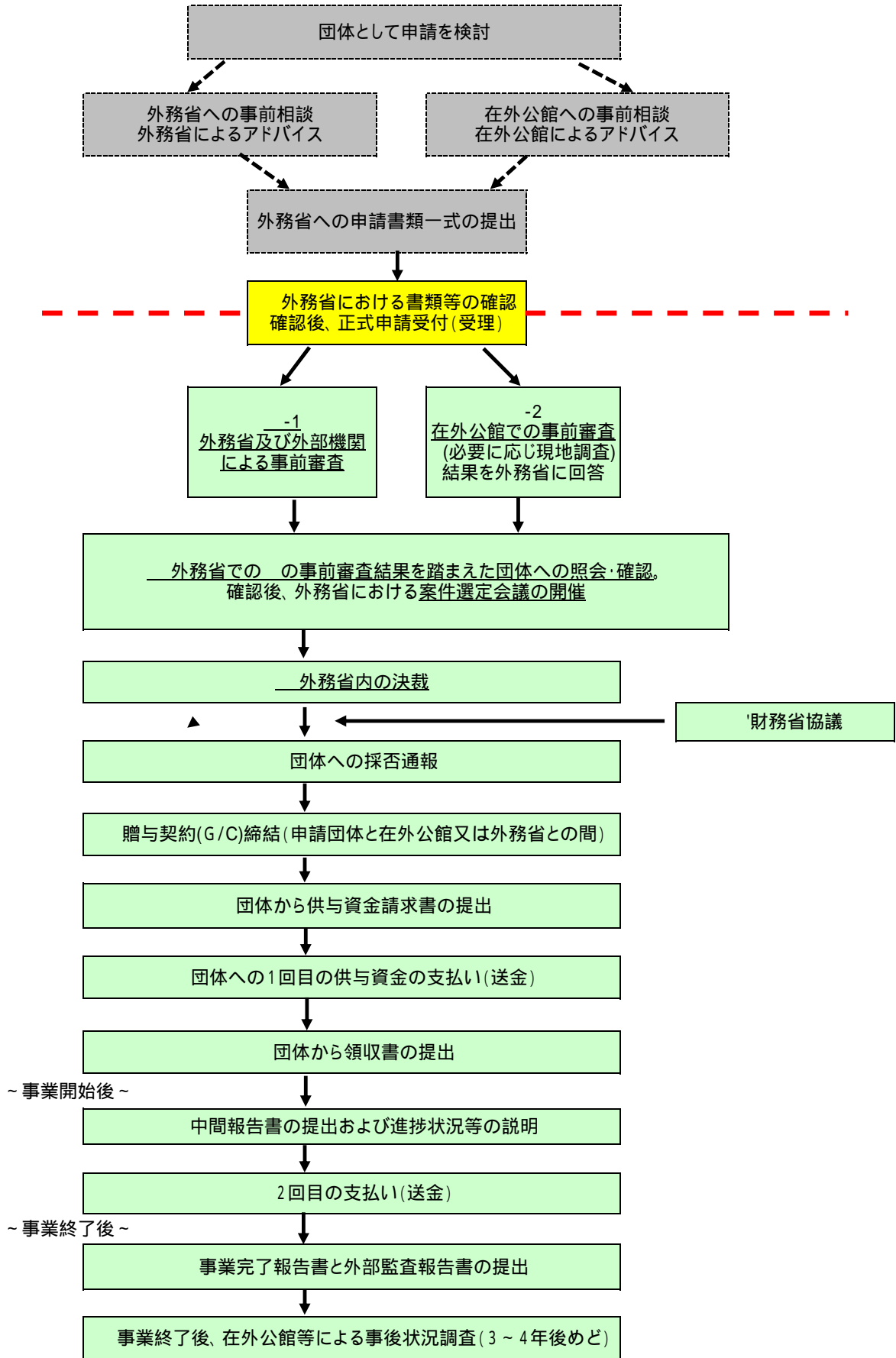
- イ 監査法人等が、N連使用明細書の記載が証憑等に基づいて適切になされていることを確認する際には、原則として、すべての証憑を確認してもらいます。ただし、すべての証憑の確認を依頼すると外部監査費が著しく高額となる場合等には、監査法人等が合理的と判断する範囲で、サンプル抽出による証憑確認でも構いません。
- ウ 外部監査の内容は、監査法人等が適切と考える他の監査項目や業務を含むことを妨げません。（団体事務所や事業サイトの視察を含む。）

注8：支出された項目がN連の支援対象となるかどうかは、完了報告書と同時に提出されるN連資金使用明細に基づき民間援助連携室または在外公館で判断します。

(3) 監査法人等の選定

- ア 原則として、現地の監査法人等に一元的に監査を依頼して下さい。ただし、現地で信頼に足る監査法人等を見つけることが著しく困難な場合や、団体として証憑の管理を本部で一括して行っているなどの場合は、在外契約の場合であっても日本国内の監査法人等に依頼しても構いません。その場合であっても、原則として全ての証憑を確認してもらうことは(2)イと同様です。
- イ 上記(1)のとおり、N連における外部監査は、N連資金が適切に使用されたことを専門的な知見を有する第三者に客観的に確認してもらうことを目的としているので、日本もしくは現地において監査資格を有する会計事務所または公認会計士に依頼することを原則とします。その他の個人や組織に外部監査を依頼しなければならない場合には、予め民間援助連携室にご相談下さい。
- ウ 団体の監事が公認会計士である場合であっても、団体役員である監事による監査は外部監査とみなしません。外部の監査法人等に依頼して下さい。

日本NGO連携無償資金協力の申請手続き



支援対象となる事業

N連が支援対象とする事業の形態は7つありますが、特段の記載がない限り、開発協力事業の規定が適用されます。

1. 開発協力事業

日本NGO連携無償資金協力による基本的な事業です。N連の対象となり得る事業で、他の事業形態に当てはまらないものは開発協力事業として申請して下さい。

1. 供与限度額

供与限度額は5,000万円(注1)を上限としますが、申請団体のN連供与資金を除く年間総収入実績(過去2年間の年間平均)を大きく超える資金協力は原則として行いません。また、N連に初めて申請する団体に対しては、原則として公的資金(政府関係機関からの収入含む)を除いた年間総収入実績(過去2年間の年間平均)を大幅に超える資金協力は行わず、また初年度の供与案件数は事業対象国、事業分類を問わず1件を限度とします。

注1：在外契約において、供与限度額を日本円に換算する際には、平成26年度支出官レートを用いますので、契約締結時の実勢レートと異なる場合があります。(平成26年度支出官レート：米貨の場合1ドル=97円)

2. 事業期間

事業期間は12ヶ月間以内です。右期間内に一定の事業成果を示すことが可能な事業であることが必要です。(「国際協力における重点課題」案件(32ページ参照)を除き、予め複数年にまたがる資金協力はお約束できません。)

2. NGOパートナーシップ事業

1. 概要

日本のNGOが日本国内外の複数（3団体以上も可）のNGOと連携・協働し、前出の「1. 開発協力事業」を行うものです。日本のNGOのうち、最も多くの資金を受け取るNGOが、主契約団体として在外公館(または外務省)との間で贈与契約を締結します。なお、贈与契約の主契約団体には、申請事業に関してパートナー団体に係る部分の問題が生じた場合でも、調整、解決を図り、かつ法的責任を負うことが求められます。なお、申請の際に提出にする予算詳細については、全体の予算詳細の他、主契約団体をはじめ各NGOの予算詳細が必要です。

2. 供与限度額・事業期間

供与限度額・事業期間ともに開発協力事業と同様です。

3. 連携団体となるNGOの条件

本事業のパートナー団体となる国内外のNGOは、次の要件を満たしている必要があります。(パートナー団体については必ずしも法人格を有している必要はありません。) 本事業申請の際には、パートナー団体についても団体概要（様式1-g）を提出して下さい。

国際協力活動を行うことが団体設立の主要な目的の一つとなっていること

政治的活動・宗教的活動を行うことを目的とする団体でないこと

非合法的行為・反社会的行為等を行う団体でないこと

主契約団体となる日本のNGOのパートナーとして事業を実施しうるに足る組織体制等を有していると認められること

3. リサイクル物資輸送事業

1. 概要

日本の地方自治体や医療機関、教育機関などが提供する優良な中古物資等（消防車、救急車、病院用ベッド、車椅子、学校用机・椅子、仮設プレハブ住宅等の耐久消費財が対象で、食料、古着、文房具などの消耗品、また、個人の所有物となる物資は対象外です。2ページ参照。）(注1)を、開発途上国において日本のNGOが責任を持って受け取り（受け取り団体）、事業実施国のNGOや地方公共団体等の供与先に配付・贈与するまでの事業について、その輸送費等を供与するものです（注2）。本事業では原則として中間報告書の提出は不要です。

注1：援助物資は利用可能な中古品を想定していますが、無償で提供されるのであれば、新品または新古品でも差し支えありません。なお、一度使用不能となった物品を改造するための費用は支援対象となりません。物資の提供元は、営利団体(企業等)や個人であっても差し支えありません。

注2：援助物資の受け取り団体はその国のNGOや地方公共団体等である場合には、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を活用下さい。この場合、その国の受け取り団体が、日本の在外公館に申請することとなります。

2. 供与限度額・事業期間

1件当たりの資金提供の限度額は1,000万円です。ただし、N連供与資金を除く申請団体の過去2年間の年間総収入実績の平均を大きく超える資金協力は原則として行いません。

事業期間は12ヶ月以内です。

3. 対象経費

本事業で支援対象となるのは原則として次の経費のみです。

(1) 中古物資等の輸送費等

日本国内における物資の提供先から事業地の供与先までの輸送費等です。（事業実施国政府や事業地の地方自治体に団体が直接支払う関税等は支援対象となりません。）

(2) 事前の修理・整備費

事前の修理・整備費は必要最小限のものとしします。スペアパーツについては、特別な事情がある場合に限り、必要最小限のものを支援対象としします。

(3) 物資の受け取り、引渡し式出席及び供与先に配付・贈与までの最低限必要な旅費、日当・宿泊費

(4) 外部監査経費

4. 留意点

事業の承認にあたっては、次の要件が満たされる必要があります。

事業実施国に現地事務所を有している等、申請団体が現地の受益団体側に物資を確実に配布・贈与するまでの援助物資の維持・管理体制に問題がないと認められること

受益団体が、現地において経済社会開発事業を実施している非営利団体や地方公共団体であって、援助物資は、日本の提供元から無償で提供され、現地において受け取り団体により無償で配布または贈与されること

申請に先立ち、途上国において援助物資の受益団体が特定されていること

途上国の受益団体が「新品」ではなく、中古品であっても供与されることに合意していること

援助物資（特に中古車両）の性能・規格が受入れ国の国内法令・規制に適合しており、輸入・通関上の問題がないこと（事前に輸入許可証あるいはそれに準ずる文書を取得すること）

現地にて新品を調達する場合よりも、中古品等を日本から輸送する方が安価であること

事業の持続発展性が認められ、開発事業としての成果が明確であること（2ページ参照）

（注）リサイクル物資輸送事業により対象となる中古品等の海外輸送を検討される場合、供与先における当該物資の必要性の把握、維持・管理能力（物資が故障した場合、一部の部品が破損した場合の対応を含む）の確認を事前に行っておくことが不可欠です。また、実際に輸送する場合には、当該物資の輸入に関する供与先国の許可を得ることも必要になります。これらの諸点についてあらかじめ留意して下さい。

4 . 緊急人道支援事業

1 . 概要 (対象となる事業)

海外で発生する大規模な紛争や自然災害に伴う難民・避難民、被災者に対して日本のNGOが実施する緊急人道支援活動に対し資金協力を行います。紛争、自然災害等の現場で支援活動を展開した実績を有する日本のNGOが、紛争、自然災害等の被災者(難民・避難民を含む。)に対する緊急人道支援または被災地の復旧・復興支援として被災地の現場で実施する事業を対象とします。

2 . 供与限度額・事業期間

1件あたりの上限は1億円とします。ただし、N連供与資金を除く申請団体の過去2年間の年間総収入実績の平均を大きく超える資金協力は原則として行いません。

事業期間は6ヶ月間以内です。(ただし、緊急人道支援活動として、一定程度の継続性が必要と認められる場合には、例外的に12ヶ月間までの事業期間を認めます。)

3 . 留意点

申請団体が現地で十分な安全対策を講じる意思がない、または人員、経験、連絡体制等の面で十分な安全対策を講じる体制にないと判断される場合には、同事業の資金供与を見合わせる場合があります。また、特定の地域において支援を行う場合には、資金供与に際し安全対策に関する一定の条件を付すことがあります。

5 . 地雷関係事業

1 . 概要

日本のN G Oが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷・不発弾回避教育といった地雷及び不発弾関連の活動について資金面で協力します。

2 . 供与限度額・事業期間

1件あたりの上限は1億円とします。(同一団体への、同一の地雷被埋設国における地雷除去活動に対する資金面での協力は、承認件数の多寡を問わず年間2億円を超えないものとします。)

ただし、N連供与資金を除く申請団体の過去2年間の年間総収入実績の平均を大きく超える資金協力は原則として行いません。

事業期間は12ヶ月以内です。

3 . 留意点

事業の承認にあたっては、次の要件が満たされる必要があります。

対人地雷対策活動において実績のある団体であること(過去3年以上にわたり実績があるか否かを一つの目安にする。)

現地地雷処理関係機関や現地N G O等と協力関係を構築し、申請団体による事業終了後も地雷等処理活動が持続されることを念頭においた事業計画であること

当該支援により、日本の顔の見える援助が実現すると認められること

6 . マイクロクレジット原資事業

1 . 概要

マイクロクレジット(あるいはマイクロファイナンス)とは、一般的に、担保手段を持たないために民間銀行等から融資対象として不適格と見なされる貧困層(特に女性)に対し、生産手段の確保・拡充、所得向上のために少額・無担保の信用供与を行うサービス、同信用供与業務に加えて毎週1米ドル程度の貯蓄受け入れなど、コスト高のため民間銀行の業務範囲に入らない貧困層を対象とする金融サービスを指します。本制度では、原則として、現地でマイクロクレジット事業の実績をもつ日本のN G Oに対してマイクロクレジットの原資となる資金を提供します(注1)。

注1 : 利息収入については、申請団体の活動目的に反しない範囲での使用が可能です。その使用については、在外公館(または外務省)の承認を得てください。

2 . 供与限度額・事業期間

1件あたりの限度額は2,000万円を上限とします。ただし、N連供与資金を除く申請団体の過去2年間の年間総収入実績の平均を大きく超える資金協力は原則として行いません。

事業期間は12ヶ月以内です。

3 . 留意点

事業の承認にあたっては、申請団体が次の要件を満たしている必要があります。

過去3年以上にわたり、マイクロクレジット事業の実績があること(初めてマイクロクレジットを実施する団体は対象となりません。)

適切な情報管理、財務報告能力(定期的なモニタリングの実施とその報告能力)があると認められること

小規模融資を効果的に実施できる体制となっていること

事業実施国の法制度上、マイクロクレジット事業が可能であること

主要ドナーによるマイクロクレジット支援が効果的に行われている等、N連によるマイクロクレジット原資事業が大きな効果を上げると認められること

貧困者等、通常の融資へのアクセスの少ない者を対象としていること

エンド・ユーザー本位の融資をしていること(小規模融資について、簡易・迅速な対応を可能としつつ、連帯責任制等の返済促進のための措置をとっていること)

顧客ニーズへの対応が早く、しっかりとした拡張計画を有していること

過去3年以上にわたり債権回収率が95%以上あること

補助金やドナーからの支援への依存が少なく、貸し付け利子で運営費用をカバーできていること

申請団体が実施するマイクロクレジットの貸し付け目的が、貧困者の生産手段の確保・拡充、所得向上等貧困削減に資するものであること

4. 資金の適正使用の確保

資金供与後、事業実施団体は原則として最初に資金供与を受けたときから2年間は最低6ヶ月に1回、3年目以降は最低年1回外部の会計監査を受ける必要があります。また、次のとおり资金使用状況を在外公館に報告して下さい。報告の結果、資金が目的に沿って適正に使用されないことが判明した場合には、同資金の返還を求め、必要な他の措置をとることがあります。

- ・ 2年間 最低3ヶ月に1回以上
- ・ 3年目以降からの3年間 最低1年に1回以上
- ・ 6年目以降 当方からの要請に応じて

上記の会計監査・资金使用状況報告には、次の内容が含まれていなければなりません。

(1) 融資状況

- ・ 当該期間内に貸し付けられた融資数及び融資額
- ・ 延滞債務状況

(2) 利子状況

- ・ 貸し出し利子

(3) 収入

- ・ 利子収入
- ・ 投資その他の事業収入
- ・ 事業以外での収入
- ・ ドナーからの贈与（事業歳出のため、あるいは原資支援のため）
- ・ 収入総額

(4) 支出

- ・ 人件費
- ・ 事務所借料その他の運営費
- ・ 返済されなかった融資額
- ・ 事業以外での支出
- ・ 支出総額

5. 資金の再申請

N連のマイクロクレジット原資事業による資金供与より2年後以降、申請団体からのそれまでの资金使用状況についての報告や外部団体による会計監査結果等からみて、資金が適正に使用されており、かつ所期の効果を上げていることが確認される場合には、再度N連への融資資金の申請が可能です。

7. 平和構築事業

1. 概要（対象となる事業）

日本のNGOが主に紛争後の国・地域において行う平和構築事業に対して資金協力を行うもので、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）や和解、相互信頼醸成事業等を指します。地雷除去活動や難民・避難民支援等はN連事業としては平和構築事業には含みません。（それぞれ地雷関係事業、緊急人道支援活動として扱います。）

2. 対象国・地域、供与限度額、事業期間

対象国・地域、供与限度額、事業期間のいずれも開発協力事業と同様です。

3. 留意点

- ・紛争国におけるコミュニティ開発や教育支援等、広い意味での平和構築に含まれる事業もありますが、それらは開発協力事業等他の事業の制度を適用させて頂くことがあります。N連に申請予定の事業が、平和構築事業に該当するか他の事業に分類されるかどうか事前に確認したい場合は、民間援助連携室担当官にご相談下さい。
- ・平和構築事業においても、事業の成果を明示して頂く必要があることは他の事業と同様です。
- ・平和構築事業には高度に政治的な意味合いを有する事業も含まれるため、事業としての意義は十分に認められる場合であっても、外務省として資金協力を行えない場合があります。また、事業を承認する条件として、現地政府（中央もしくは地方）からの事業許可（同意）取り付けを条件とすることがあります。
- ・平和構築事業であっても、安全対策面からの条件を付させて頂く場合があります。

NGOと連携した国際協力の推進

1. 対象となる事業～国際協力における重点課題～

次の「国際協力における重点課題」(以下「重点課題」)に該当する「1. 開発協力事業」、「2. NGOパートナーシップ事業」、「4. 緊急人道支援事業」、「5. 地雷関係事業」及び「7. 平和構築事業」の場合には、通常のN連事業の要件を基本として、下記3.の優遇措置を適用してN連申請することが可能です。

- (1) アジアにおける貧困削減に資する事業(社会経済基盤開発、保健・医療、教育を含む)
- (2) 小島嶼国(注1)における脆弱性の克服に対する支援
- (3) アフリカにおけるMDGsの達成に資する事業
- (4) 中東・北アフリカ(注2)の生活向上・改革支援
- (5) 平和構築事業(特にフィリピン、ミャンマー、アフガニスタン、ケニア、南スーダン)
- (6) 地雷関係事業

注1：対象となる小島嶼国

アジア：モルディブ、東ティモール

大洋州：キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

中南米：アンティグア・バーブーダ、ガイアナ、キューバ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、ハイチ、ベリーズ、グレナダ、スリナム

アフリカ：カーボヴェルデ、ギニアビサウ、コモロ、サントメ・プリンシペ、モーリシャス

注2：対象となる中東・北アフリカ諸国・地域

アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラン、イラク、エジプト、シリア、チュニジア、トルコ、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン

2. 対象団体

通常のN連対象団体の要件を満たしていることに加え、平成25・26・27年度の競争契約参加資格(全省庁統一)「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」、「D」の何れかに格付けされた競争参加資格を有することが必要です。(HP：各省庁調達情報の提供サイト参照。)

3. 優遇措置の内容(注3)

- ・事業期間：12ヶ月を超える事業(12ヶ月以内の単年度事業も可)も支援対象とします。(最長36ヶ月とします。)
- ・供与限度額：1年あたり最大1億円までを目処とします(ただし、申請団体の過去2年間の年間総収入実績の平均を大きく超える資金協力は原則として行いません。3ページ(1)「案件1件当たりの資金供与限度額」(注)参照)。

- ・ 支援対象経費：別表 - 1 に掲げる一般管理費等として、直接事業費（予算詳細の1.(1)の申請額が対象です。ただし、NGOパートナーシップ事業の場合は日本のNGOによる用途分のみ）の通貨毎の5%を超えない範囲で支援対象とします。
なお、N連でいう一般管理費等とは、当該N連事業以外の経費であって、同事業を実施する上での前提として、団体自身が活動を継続・維持していくために必要な経費のことをいいます。したがって、N連事業の実施に直接的にかかる経費（例：N連事業を担当する本部スタッフの人件費など）は一般管理費等での計上は認められません。

注3：「重点課題」事業であっても、十分な安全対策を講じていただくことは他の事業と同様であり、邦人職員の現地駐在を認められない場合があります。

4. 手続きの概要

「重点課題」事業では、12ヶ月を超える最長3年以内の複数年の事業も支援対象としますが、その進め方は下記5.のとおりです。なお、複数年事業であっても12ヶ月を超える贈与契約は締結できませんので、その場合は2年目以降、年度毎に贈与契約を締結することが必要です。なお、次年度に切れ目なく事業が継続されるためには、実施中の事業の中間報告書提出時（注：贈与契約に記載された提出期限）或いはその直後に次年度事業用に下記5.(4)の必要書類を併せて提出していただくことが必要です。

5. 申請から事業完了までの流れ

申請から事業完了までの手続きの中で通常のN連事業と異なる点は次のとおりです。申請にあたっては、「重点課題」に該当するかどうかや贈与契約を締結する時期等も含め、事前に民間援助連携室（または在外公館）担当官と十分相談して下さい。

(1) 事業の申請

ア 事業申請書

複数年事業の申請の場合、申請時に提出する事業申請書には、事業内容及び期待される事業と成果を測る指標について、1年度毎に分けて記載して下さい。（40ページの事業申請書には枚数の目安が書かれていますが、複数年の「重点課題」事業の場合、事業申請書の枚数が1~2枚超えても差し支えありません。また、別途、1年度毎の具体的な事業内容等を説明した別紙を作成して下さい。）また、事業申請書には、該当すると思われる「重点課題」を記載して下さい（32ページ参照）。

イ 予算詳細

複数年事業の場合、予算詳細は、()贈与契約の対象期間分（最長12ヶ月）のものと()複数年の期間分（最長36ヶ月）（下記(2)および(3)参照）のもの2種類を提出して下さい。()の事業全体の予算詳細に3者見積もり等詳細な積算根拠を添付していただく必要はありませんが、()の予算詳細には積算根拠を示す資料として次の資料を添付して下さい。（贈与契約における供与限度額は、予算詳細及び関連書類に基づき確定します。）なお、資

機材購入等に関する3者見積もり、外部監査の見積もりは内容を確認後返却致します。)

人件費詳細(様式1-b)

3者見積もり一覧(様式1-c)

資機材購入等にかかる3者見積もり

外部監査の見積もり

ウ 競争契約参加資格審査結果通知書

通常のN連事業の場合の申請書類に加え、全省庁統一の競争契約参加資格審査結果通知書を提示して下さい。(通知書は、内容を確認後返却します。)

(2) 承認後の手続き

「重点課題」に該当するN連事業として承認された場合には、「重点課題」事業であることが明記された贈与契約を締結します。上記4.事業の概要のとおり、1回の贈与契約の対象期間は12ヶ月以内とし、全体の事業期間が複数年にわたる場合は、年度毎に贈与契約を締結しますが、2年目以降の贈与契約を締結する場合には贈与契約に要旨次の内容を記載します。

- ・在外公館(または外務省)は、前年度に締結された贈与契約に基づき、前年度事業の資金が適正に使用されなかったことが明らかになった場合には、本契約を解除する権利を留保する。
- ・本契約が解除された場合、申請団体はこれまでに供与された資金を在外公館(または外務省)が定める期日までに一括して全額返還する。

(3) 2年目以降の申請手続きおよび贈与契約締結

ア 1年目(或いは2年目)の贈与契約の記載に従い、中間報告書を期限までに提出して下さい。

イ 1年目(或いは2年目)の事業終了以後、2年目(或いは3年目)の事業を翌日から速やかに開始するためには、中間報告書の提出と同時に、或いは提出直後に、2年目(或いは3年目)用の下記(4)アおよびイの書類を提出・提示して下さい。

ウ なお、2年目(或いは3年目)の事業の審査に当たっては、1年目(或いは2年目)の中間報告書の内容等に問題がないことを確認します。中間報告書等の内容に疑義や問題がある場合には、実施中の事業の2回目の資金支払いおよび2年目(或いは3年目)の贈与契約を見合わせたり、事業内容や団体の事業管理体制について然るべき改善措置をとることを求めることがあります。

(4) 中間報告の内容に問題がないことを確認の上、提出・提示のあった次年度用事業の書類等による審査、その後の手続きを経て贈与契約を締結します。

ア 提出書類

申請書類チェックリスト

重点課題事業概要(様式1-2)(要電子データ提出)

予算詳細(様式1-a)(要電子データ提出)

予算詳細別表(各経費の内訳・積算根拠記載)(様式自由)(要電子データ提出)

人件費詳細（様式 1 - b）(要電子データ提出)

3者見積もり一覧（様式 1 - c）

事業実施体制表（様式 1 - d）

（施設建設等の場合）工事設計書、図面等（様式 1 - f）

（NGOパートナーシップ事業の場合）申請団体と他のNGO等が締結する契約書（案）(外国語の場合は日本語訳を付けて下さい。)

申請団体概要（様式 1 - g）(記載内容に変更がない場合、同一年度内 2 件目以降の申請時には省略可能です。)

イ 申請書類確認のために提示いただく書類（確認後返却いたします。）

(ア) 事業、予算に関する参考資料

（機材供与の場合）供与する機材の仕様書（カタログ写し等）

資機材購入等にかかる 3 者見積もり

外部監査の見積もり

事業担当者・専門家関連情報（参考）

* その他の書類・資料等の提出を求める場合もあります。

* 提出する資料（仕様書、設計書、見積もり等）が日本語または英語以外の言語で記載されている場合には、必ず日本語訳を付けて下さい。

(イ) 団体に関する書類

収支予算書または活動予算書

事業報告書（過去 2 年分）

収支計算書または活動計算書（過去 2 年分）

(5) 完了報告書の提出

通常のN連事業完了報告時の提出書類と同様、事業終了後 3 ヶ月以内に完了報告書を提出して下さい。なお、全体の事業期間が 1 2 ヶ月を超える事業は年度毎に贈与契約を締結しますが、その場合でも年度毎に完了報告書の提出が必要です。（必要な書類も通常のN連事業の場合と同様です。）

【一般管理費等の精算】

- ・「重点課題」事業で認められる一般管理費等は、上記「3. 優遇措置の内容」において説明のように予算詳細の 1 (1) 直接事業費の通貨毎の 5 % を予算計上することが可能としていますが、実際の直接事業費の支出が贈与契約で承認された直接事業費よりも少なかった場合には、支援対象となるのは実際に支出した直接事業費の 5 % までです（差額は返納となります。）。なお、実際に支出した直接事業費の額が贈与契約で承認された額よりも多くなった場合であっても、右承認額を超えた分については支援対象とはなりません。自己負担となります。
- ・支出の性質上、領収書が存在しないものである場合であっても、可能な範囲で支出を証明する書類を経費支払証明として外部監査を実施する監査法人等に提示して下さい。

(別表 - 1) 一般管理費等の内容

項 目	費 目	内 容
1. 一般管理費	(1) 役員報酬	理事および監事に対する報酬
	(2) 職員給与手当	本部事務所および現地事務所の職員（現地スタッフを含む）に対する給料・諸手当および賞与（人件費の対象とならないものを含む）
	(3) 退職金	役員および職員に対する退職金
	(4) 法定福利費	本部事務所および現地事務所の職員にかかる労災保険料、雇用保険料、健康保険料の団体負担分
	(5) 福利厚生費	本部事務所および現地事務所の職員にかかる慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞金、福利厚生等、文化活動に要する費用
	(6) 修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
	(7) 事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考書等の購入費
	(8) 通信交通費	通信費、交通費および旅費
	(9) 動力・用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用
	(10) 調査・研究費	技術研究、開発等の費用
	(11) 広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用
	(12) 交際費	本部事務所、現地事務所などへの来客等の対応に要する費用
	(13) 寄付金	寄付金
	(14) 地代家賃	事務所等の借料
	(15) 減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用品費等の減価償却費
	(16) 試験研究費償却	新事業の研究のため特別に支出した費用の償却費
	(17) 開発費償却	新事業または新組織形態の採用、資源の開発、事業地の拡大のため特別に支出した費用の償却額
	(18) 租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税および道路専用料、その他公課
	(19) 保険料	火災保険およびその他の損害保険料
	(20) 契約保証費	契約の保証に必要な費用
	(21) 雑費	電算等経費、団体内打合等の費用、学会および協会活動等諸団体会費等の費用、その他必要とする費用
2. 付加利益	(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等	
	(2) 役員賞与金	
	(3) 内部留保金	
	(4) 支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用	

(注) 一般管理費等の用途については上記のとおりですが、12ページの説明にあるように、N連事業の実施に直接的にかかる経費（例：N連事業の担当する本部スタッフの人件費など）は一般管理費等での計上は認められません。

定型様式および定型書式

申請書類 チェックリスト（通常版）

案件名：

団体名：

申請書類

（ア）提出書類

- 事業申請書（様式 1：総括表含む）（要電子データ提出）
- 予算詳細（様式 1 - a）及び経費内訳書類（様式自由）（要電子データ提出）
- 人件費詳細（様式 1 - b）（要電子データ提出）
- 3者見積もり一覧（様式 1 - c）
- 事業実施体制表（様式 1 - d）
- 事業地がわかる地図（事業実施国における事業地の位置がわかるもの）
- プロジェクトタイムテーブル（様式 1 - e）
- （施設建設等の場合）工事設計書、図面等（様式 1 - f）
- （NGOパートナーシップ事業の場合）申請団体と他のNGO等が締結する契約書（案）

（イ）提示書類（事業，予算に関する参考資料）

- （機材供与の場合）供与する機材の仕様書（カタログ写し等）
- 資機材購入等にかかる業者の見積書
- 外部監査の見積もり
- 事業担当者・専門家関連情報（参考）

団体に関する書類（注）

（注）記載内容に変更がない場合，同一年度内 2 件目以降の申請時には省略可能。その場合は前回提出した案件名を次に記載

（国名： _____ ）

（案件名： _____ ）

（ア）提出書類

- 申請団体概要（様式 1 - g）

（イ）提示書類

- 定款または寄附行為
- 印鑑証明書
- 法人登記簿謄本
- 事業計画書
- 収支予算書または活動予算書
- 事業報告書（過去 2 年分）
- 収支計算書または活動計算書（過去 2 年分）
- 財産目録
- 貸借対照表
- 役員名簿
- 職員名簿（各職員の常勤・非常勤，有給・無給の別，担当業務内容も記載）
- 監査報告書（団体として監査を受けている場合）

その他提出・提示書類（書類名を具体的に記載： _____ ）

申請書類 チェックリスト（複数年約束した重点課題事業：2期目以降）

案件名：

団体名：

申請書類

（ア）提出書類

- 重点課題事業概要（様式1-2）（要電子データ提出）
- 予算詳細（様式1-a）及び経費内訳書類（様式自由）（要電子データ提出）
- 人件費詳細（様式1-b）（要電子データ提出）
- 3者見積もり一覧（様式1-c）
- 事業実施体制表（様式1-d）
- （施設建設等の場合）工事設計書、図面等（様式1-f）
- （NGOパートナーシップ事業の場合）申請団体と他のNGO等が締結する契約書（案）

（イ）提示書類（事業，予算に関する参考資料）

- （機材供与の場合）供与する機材の仕様書（カタログ写し等）
- 資機材購入等にかかる業者の見積書
- 外部監査の見積もり
- 事業担当者・専門家関連情報（参考）

団体に関する書類（注）

（注）記載内容に変更がない場合，同一年度内2件目以降の申請時には省略可能。その場合は前回提出した案件名を次に記載

（国名： ）

（案件名： ）

（ア）提出書類

- 申請団体概要（様式1-g）

（イ）提示書類

- 収支予算書または活動予算書
- 事業報告書（過去2年分）
- 収支計算書または活動計算書（過去2年分）

その他提出・提示書類（書類名を具体的に記載： ）

日本NGO連携無償資金協力申請書

(グレーの字で書かれている申請書記載時の留意点は削除してお使い下さい。)

1. 基本情報	
記入上の注意：以下(1)～(8)について、1枚以内で記載して下さい。それを超える詳細な説明が必要な場合は別紙を追加して下さい。	
(1) 案件名	できる限り件名から事業内容が連想できる案件名として下さい(「 県学校建設事業」等)。ただし、事業内容が多岐にわたる場合(学 校建設に加え人材育成などソフト事業を含む場合)等は、事業の上 位目標を案件名とすることも可能です(「 県初等教育普及事業」 等)。国名を入れる必要はありません。州・県名等の地域名も最小限 にとどめて下さい。いずれにしても、案件名は長くならないよう簡 潔にして下さい。 件名は英語名でも記入して下さい。
(2) 分野	「環境」、「通信・運輸」、「医療・保健」、「教育・人づくり」、「水」、 「エネルギー」、「地雷」、「農林業」、「平和構築」、「その他」の中か ら最も当てはまるものをひとつだけ選んで記入して下さい。
(3) 国際協力重点課題	国際協力における重点課題案件の優遇措置適用を希望する場合は、 該当する重点課題を記入して下さい。
(4) N連対象事業	開発協力事業、NGOパートナーシップ事業、リサイクル物資輸送 事業、緊急人道支援事業、地雷関係事業、マイクロクレジット原資 事業、平和構築事業の中から一つ選んで記入して下さい。
(5) 事業地	国名から記載して下さい。ある県内の多くの村で事業を展開する場 合等は、事業の上位目標に照らし、適切な地域単位(行政区分)を 事業地として記載して下さい(例えば、ある県内の数十の村を巡回 診療に訪れる場合等は、事業地名は当該県名までとし、実際に訪問 する個別の村名は下記2.(3)の事業の内容に記載する等)。また、 最寄りの主要都市からの距離、アクセス方法、およその所要時間も 記載して下さい。事業地名は英語でも記入して下さい。
(6) 事業費	総事業費： 円(N連申請額： 円) N連により供与される額は審査の結果、変更となることがあります。 様式1-aを別添して下さい。 (国際協力重点課題の場合) 第1年次(或いは第1期) - 事業費： 円(N連申請額： 円) 第2年次(或いは第2期) - 事業費： 円(N連申請額： 円) 第3年次(或いは第3期) - 事業費： 円(N連申請額： 円)
(7) 事業期間	20 年 月～20 年 月(ヶ月間) 事業実施に必要な期間と、申請時の想定される事業開始年月及び事 業完了年月を記載して下さい
(8) 団体名・住所・連絡 先、事業担当者名	(ア) 団体名：(英語名も記入して下さい) (イ) 住所： (ウ) 電話： (エ) FAX： (オ) E-mail： (カ) 事業担当者名：本部で申請事業を担当する方の名前を記載し て下さい。

(ここでページを区切ってください)

<p>2. 事業の目的と概要</p> <p>記入上の注意：以下(1)～(5)については、3枚以内を目処に記載して下さい(但し、前年度或いは前々年度からの継続事業、今後、複数年で継続する事業については、1～2枚増えても差し支えありません)。また、詳細な説明が必要な場合は別紙を添付して下さい。事業内容の妥当性を判断する材料となります。現地の事情を詳しく知らない人が読んだ場合でも活動内容や事業の必要性について具体的なイメージを持てるよう簡潔かつ分かり易い記述を心がけて下さい。以下(1)～(5)の項目それぞれが、「(2)事業の必要性(背景)」に記載されているような現状が、「(3)事業内容」にある活動を行うこと、および「(4)持続発展性」に記載される今後の事業の維持管理体制をとることで「(5)期待される効果と成果を測る指標」に記載されるような効果により改善され、「(1)上位目標」が長期的・一般的に実現される、という関係にあることを分かりやすく示して下さい。</p>	
(1) 上位目標	事業を通じて実現したい長期的・一般的な目標を記載して下さい(助産施設建設事業であれば、県における施設分娩率向上、妊産婦・新生児の健康改善等)。事業の目標が変わる事業変更申請は原則として承認できません。
(2) 事業の必要性(背景)	申請事業を行う背景を記載して下さい。その際には、(ア)事業実施国における一般的な開発ニーズの中から、(イ)外務省の国別援助方針()等に沿った事業であること、(ウ)なぜ申請事業の内容(事業地、事業内容)となったのかを、現状の数値を示しながら簡潔に記載して下さい。(エ)前年度或いは前々年度からの継続事業である場合には、これまでの事業の成果・課題を簡潔に説明の上、これを踏まえた事業であることを記載して下さい。 ()参考ホームページ： http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html
(3) 事業内容	上位目標を達成するために行う具体的な活動内容を記載して下さい。複数ある場合は、(ア)・・・、(イ)・・・、とそれぞれの活動内容(事業の対象者、およびその世帯数・人数を含む。)を簡潔に記載して下さい。また、その際、様式1-aの予算詳細(経費見積もり)の直接事業費に計上されている経費がどのように使われるのか具体的にイメージが浮かぶよう留意して下さい(事業内容と関連性が認められない経費は支援対象となりません)。今後、複数年で継続する事業については、年度毎の事業内容を記載して下さい。
(4) 持続発展性	事業の効果が一時的なものにとどまらないかを判断するための材料とします。N連事業の終了後に、事業の効果を維持していくための計画を記載して下さい。(ハード事業において建設した建物の維持・管理方法や、教育支援事業等のソフト事業がどのように裨益団体(者)、現地提携団体等に引き継がれていくか等)。
(5) 期待される成果と成果を測る指標	事業により達成される具体的な目標(成果)と何をもって目標が達成されたとするか(成果を測る指標) およびその指標の確認方法とともに、年毎および活動内容毎に事業実施前の数値と実施後に期待される数値を記載して下さい。具体的には、助産施設建設事業でも「助産施設一棟を建設する」と記載するだけではなく(施設建設だけでは事業内容にあたりません) その結果「地域の妊産婦が助産施設で出産できるようになる」等(成果) 何のために事業を行うのかを意識した記述が望まれます。この場合、裨益者である妊産婦・新生児(裨益者数)が成果指標として、助産施設からの聞き取りが指標確認方法として考えられます。事業の効果が事業完了直後には発現しえない場合で

	<p>も、事業完了後3～4年後をメドに行う在外公館による事後状況調査の指標としますので必ず記載して下さい。特に、生計向上などを上位目標としたソフト事業については、事業の成果や成果を測る指標を示すことに工夫が必要です。どんなに実施することに意味がある事業であっても、例えば一定の知識や技術習得を目的として開催するワークショップにおいては、その参加者数のみをもって成果を測る指標として認めることは困難です。(1)の上位目標に沿った十分な具体的成果が得られることを数値を示しながら記載していただくことが必要です。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(ここでページを区切ってください)

3. 事業管理体制 記入上の注意：下記4.と併せ、2枚以内で記載して下さい。それを超える詳細な説明が必要な場合は別紙を追加して下さい。団体本部及び現地事務所において、事業が適切に実施・管理される体制が整っているのかを判断するための材料となります。事業の目的や内容が優れていても、事業自体や資金の管理に不安な点がある場合には是正をお願いしたり、事業全体として承認できないことがあります。	
(1) 人的体制	事業や資金を適切に実施するために必要な人的体制がしかれているかどうかを判断します。申請事業を担当する本部、現地事務所の配置を簡潔に記載して下さい。事業実施体制表(様式1-d)を別添して下さい。
(2) 現地連絡先	1.(8)にならい、現地での連絡先を記載して下さい。
(3) 自己資金財源	自己資金がある場合や、当初自己資金を計上せずN連資金のみで事業を完成させる予定であったのに総事業費が当初予算を超えた場合の手当をどのようにするのかについて記載して下さい。
(4) 事業実施計画	事業計画に無理がないかどうか等を判断します。事業の進捗に関する計画を簡潔に記載して下さい。様式1-eを別添して下さい。
(5) 安全対策	職員の安全をどのように確保するのか簡潔に記載して下さい。特に危険地域(渡航情報で「退避を勧告します」もしくは「渡航の延期をお勧めします」が出されている地域)で事業を実施する際には、いわゆる「安全5原則」の遵守を求めることを事業承認の条件とする場合もあり、別途詳細な安全対策(別紙)を提出頂く場合があります。
4. その他	
(1) 事業実績	(ア) 現在、当該国で実施している事業があれば、終了予定時期を明示の上記載して下さい。 (イ) 事業地(国を含む)で過去に実施した事業がある場合は記載して下さい。 (ウ) 現在、申請団体が実施している事業を、終了予定時期を明示の上すべて記載して下さい。
(2) 現地提携団体	現地提携団体が事業実施能力等に関して信頼に足る団体であると認められるかどうかを判断します。現地で他団体と提携して事業を実施する場合は、当該団体の信頼性を示す団体の概要や活動実績について記載して下さい。加えて、現地政府機関・自治体等との連携の有無、および連携する場合に該当する政府機関名等を記載して下さい。
(3) 特記事項	事業の形成・実施に際し、ジェンダー、環境等への配慮について特記すべき事項があれば記載して下さい。

申請書記載日：20 年 月 日

団体代表者 理事長(もしくは会長他) 氏名 (印)

「(事業名)」(申請書1.(1)案件名を記載下さい)総括表

団体名：団体名を記載下さい

上位目標	申請書2.(1)記載の上位目標を記載下さい。		
事業の必要性(背景)	期待される成果 (事業目標)	成果を測る指標および確認方法	活動内容
申請書2.(2)記載の背景を簡潔に記載下さい。	申請書2.(5)記載の期待される成果を簡潔に記載下さい。	申請書2.(5)記載の成果を測る指標と指標の確認方法を簡潔に記載下さい。	申請書2.(3)記載の事業内容から、活動部分を抜粋の上、簡潔に記載下さい。また可能な範囲で活動内容を細分化して番号を振って下さい。例えば 1-1 校舎建設業者選定・契約締結 1-2 校舎建設工事実施 等です。
右記「活動内容」が複数ある場合、活動毎の背景を分けて記載下さい	右記「活動内容」が複数ある場合、活動毎の期待される成果を分けて記載下さい	右記「活動」が複数ある場合、活動毎の成果を測る指標と指標の確認方法を分けて記載下さい	活動内容が複数ある場合、線で分けて記載下さい。また、番号は上記に続けて記載下さい。例えば 2-1 ワークショップ開催 2-2 現地PTA組織化 等です。
持続発展性	申請書2.(4)記載の持続発展性を簡潔に記載下さい。		

活動毎の記載に際しては、横一列の内容を関連づけて記載下さい。例えば水色部分の活動に対する背景は黄色部分に記載できません。
複数年にわたる国際協力重点課題事業の申請を除き、原則1枚以内で作成して下さい。

予算詳細(記入例)

(事業名)
(申請総額)

1USD = 101.52円
1現地通貨 = 1.29円

(様式・項目名の変更等をしないでそのまま使用して下さい。また、該当する経費がない場合は「0」としてください)

項目	通貨単位	所要額	通貨別申請額			内訳		別表番号	邦貨換算(申請額のみ)
			USD	現地通貨	日本円	申請額	自己資金		
1. 現地事業経費	小計(USD)	3,000.00	3,000.00			3,000.00	0	304,560円	
	小計(現地通貨)	5,145,000		4,925,000		4,925,000	220,000	6,353,250円	
	小計(日本円)	3,650,000			3,649,000	3,649,000	1,000		
(1) 直接事業費	USD	3,000.00	3,000.00			3,000.00	0	304,560円	
	現地通貨	1,510,000		1,300,000		1,300,000	210,000	1,677,000円	
	日本円	270,000			270,000	270,000	0		
(ア) 資機材購入費等	現地通貨	1,500,000		1,300,000		1,300,000	200,000	1,677,000円	
(イ) ワークショップ等開催費	現地通貨	10,000		0		0	10,000		
(ウ) 専門家派遣費	USD	3,000.00	3,000.00			3,000.00	0	304,560円	
(a) 専門家派遣旅費等	USD	2,000.00	2,000.00			2,000.00	0	203,040円	
(b) 謝金	USD	1,000.00	1,000.00			1,000.00	0	101,520円	
(エ) 研修員招聘費	日本円	270,000		270,000		270,000	0		
(a) 研修員招聘旅費等	日本円	180,000		180,000		180,000	0		
(b) 研修会開催費	日本円	90,000		90,000		90,000	0		
(2) 現地事業管理費	現地通貨	3,623,000		3,613,000		3,613,000	10,000	4,660,770円	
	日本円	3,380,000			3,379,000	3,379,000	1,000		
(ア) 本部スタッフ(駐在)人件費	日本円	3,180,000			3,180,000	3,180,000	0		
(イ) 現地スタッフ人件費	現地通貨	1,815,000		1,815,000		1,815,000	0	2,341,350円	
(ウ) 現地事務所借料等	現地通貨	1,380,000		1,380,000		1,380,000	0	1,780,200円	
(a) 現地事務所借料	現地通貨	1,200,000		1,200,000		1,200,000	0	1,548,000円	
(b) 現地事務所光熱費	現地通貨	180,000		180,000		180,000	0	232,200円	
(エ) 現地移動費	現地通貨	250,000		250,000		250,000	0	322,500円	
(a) 車両購入費・借料	現地通貨	200,000		200,000		200,000	0	258,000円	
(b) 車両維持費	現地通貨	40,000		40,000		40,000	0	51,600円	
(c) 現地出張費	現地通貨	10,000		10,000		10,000	0	12,900円	
(オ) 会議費	現地通貨	6,000		6,000		6,000	0	7,740円	
(カ) 通信費	現地通貨	39,000		30,000		30,000	9,000	38,700円	
(a) 固定回線使用料	現地通貨	6,000		6,000		6,000	0	7,740円	
(b) 携帯電話使用料	現地通貨	9,000		9,000		9,000	0	11,610円	
(c) 郵便・輸送費	現地通貨	15,000		15,000		15,000	0	19,350円	
(d) 銀行手数料	現地通貨	9,000		0		0	9,000	0円	
(キ) 事業資料作成費	現地通貨	21,000		20,000		20,000	1,000	25,800円	
(a) 資料作成費	現地通貨	20,000		20,000		20,000	0	25,800円	
(b) 広報用備品設置・購入費	現地通貨	1,000		0		0	1,000	0円	
(ク) 事務用品購入費等	現地通貨	112,000		112,000		112,000	0	144,480円	
(a) 事務用品購入費	現地通貨	12,000		12,000		12,000	0	15,480円	
(b) 事務機械等購入費・借料	現地通貨	100,000		100,000		100,000	0	129,000円	
(c) 事務用家具購入費・借料	現地通貨	0		0		0	0		
(ケ) 本部スタッフ派遣費	日本円	200,000			199,000	199,000	1,000		
(a) 旅費	日本円	150,000			150,000	150,000	0		
(b) 日当・宿泊費	日本円	49,000			49,000	49,000	0		
(c) その他渡航費	日本円	1,000			0	0	1,000		
(3) 情報収集費	現地通貨	12,000		12,000		12,000	0	15,480円	
(4) その他安全対策費	USD	0	0.00			0	0		
2. 現地事業後方支援経費	日本円	2,448,000			2,396,000	2,396,000	52,000		
(1) 現地事業後方支援管理費	日本円	2,448,000			2,396,000	2,396,000	52,000		
(ア) 本部スタッフ(事業担当)人件費	日本円	1,380,000			1,380,000	1,380,000	0		
(イ) 本部スタッフ(経理担当)人件費	日本円	930,000			930,000	930,000	0		
(ウ) 会議費	日本円	40,000			0	0	40,000		
(エ) 通信費	日本円	42,000			36,000	36,000	6,000		
(a) 電話等使用料	日本円	30,000			30,000	30,000	0		
(b) 郵便・輸送費	日本円	6,000			6,000	6,000	0		
(c) 銀行手数料	日本円	6,000			0	0	6,000		
(オ) 事業資料作成費	日本円	50,000			50,000	50,000	0		
(a) 資料作成費	日本円	50,000			50,000	50,000	0		
(b) 広報用備品設置・購入費	日本円	0			0	0	0		
(カ) 事務用品購入費	日本円	6,000			0	0	6,000		
(2) その他安全対策費	日本円	0			0	0	0		
3. 一般管理費等 (直接事業費の通貨毎の5%)	USD	150.00	150.00			150.00		15,228円	
	現地通貨	75,500		75,500		75,500		97,395円	
	日本円	13,500			13,500	13,500			
4. 外部監査経費	現地通貨	60,000		60,000		60,000	0	77,400円	
	日本円	300,000			300,000	300,000	0		
(1) 現地外部監査経費	現地通貨	60,000		60,000		60,000	0	77,400円	
(2) 本部外部監査経費	日本円	300,000			300,000	300,000	0		
通貨別小計	小計(USD)	3,150	3,150.00			3,150.00	0	319,788円	
	小計(現地通貨)	5,280,500		5,060,500		5,060,500	220,000	6,528,045円	
	小計(日本円)	6,411,500			6,358,500	6,358,500	53,000		
その他自己資金	日本円	30,000					30,000		
総事業費	合計(日本円)	13,573,133				13,206,333	366,800		

人件費詳細(記入例)

項目	月額単価	通貨単位	人役	月数	申請額	業務内容
本部スタッフ(駐在)						
現地駐在員						
現地事業責任者 (氏名)	310,000	日本円	0.50	6.00	930,000	N連申請事業の現地における責任者。プロジェクト全体を管理する。現地事務所が管理する他の1事業の責任者も兼ねているため、人役は0.5とした。
現地事業担当 (氏名)	240,000	日本円	1.00	6.00	1,440,000	N連申請事業を専属で担当する。主にフィールド・レベルで事業の管理を行う。
現地会計担当 (氏名)	270,000	日本円	0.50	6.00	810,000	N連申請事業を会計面から現地事業責任者を補佐する。現地事務所が管理する他の1事業の会計担当も兼ねているため、人役は0.5とした。
本部スタッフ(駐在)人件費申請額計		日本円			3,180,000	
現地スタッフ						
現地事業責任者補佐						
プログラム・コーディネーター (氏名)	75,000	現地通貨	0.50	6.00	225,000	現地当局との折衝等において現地事業責任者を全般に補佐し、現地スタッフの取りまとめも行う。現地事務所が管理する2つの事業に従事する。
セキュリティ・オフィサー (氏名)	70,000	現地通貨	0.50	6.00	210,000	現地の治安情勢に関し、現地当局からの情報収集等を行い、安全面から現地事業責任者を補佐する。現地事務所が管理する2つの事業いずれにも関与する。
警備員 (氏名)	30,000	現地通貨	0.50	6.00	90,000	現地事務所の警備を担当する。現地事務所が管理する2つの事業いずれにも関与する。
現地担当補佐						
プロジェクト・マネージャー (氏名)	65,000	現地通貨	1.00	6.00	390,000	現地担当者を補佐し、N連事業の進捗全体を管理する。
フィールド・オフィサー1 (氏名)	50,000	現地通貨	1.00	6.00	300,000	現地担当者を主にフィールド・レベルで補佐し、N連事業の進捗を管理する。主に、事業地における事業の実施を担当する。
フィールド・オフィサー2 (氏名)	50,000	現地通貨	1.00	6.00	300,000	現地担当者を主にフィールド・レベルで補佐し、N連事業の進捗を管理する。主に、資機材・役務の調達等ロジスティクスを担当する。
現地会計担当補佐						
経理担当 (氏名)	50,000	現地通貨	1.00	6.00	300,000	現地事務所において現地会計担当を補佐する。
現地スタッフ人件費申請額計		現地通貨			1,815,000	
本部スタッフ(事業担当)						
本部事業統括 (氏名)	380,000	日本円	0.25	6.00	570,000	N連申請事業の本部事務所における責任者。申請団体が実施する4事業全ての責任者を兼ねているため、人役は0.25とした。
本部事業担当 (氏名)	270,000	日本円	0.50	6.00	810,000	N連申請事業の本部事務所における担当者。本部事業統括を補佐し、外務省との折衝等を行う。申請団体が実施する他の1事業の事業担当も兼ねているため、人役は0.5とした。
本部スタッフ(事業担当)人件費申請額計		日本円			1,380,000	
本部スタッフ(経理担当)						
本部会計担当 (氏名)	310,000	日本円	0.50	6.00	930,000	N連申請事業の本部事務所における会計担当者。申請団体が実施する他の1事業の会計担当も兼ねているため、人役は0.5とした。
本部スタッフ(経理担当)人件費申請額計		日本円			930,000	
人件費申請額計		日本円			5,490,000	
		現地通貨			1,815,000	

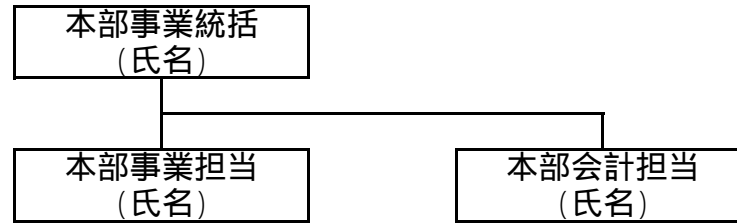
申請団体名：
申請事業名：

3者見積もり一覧（記入例）

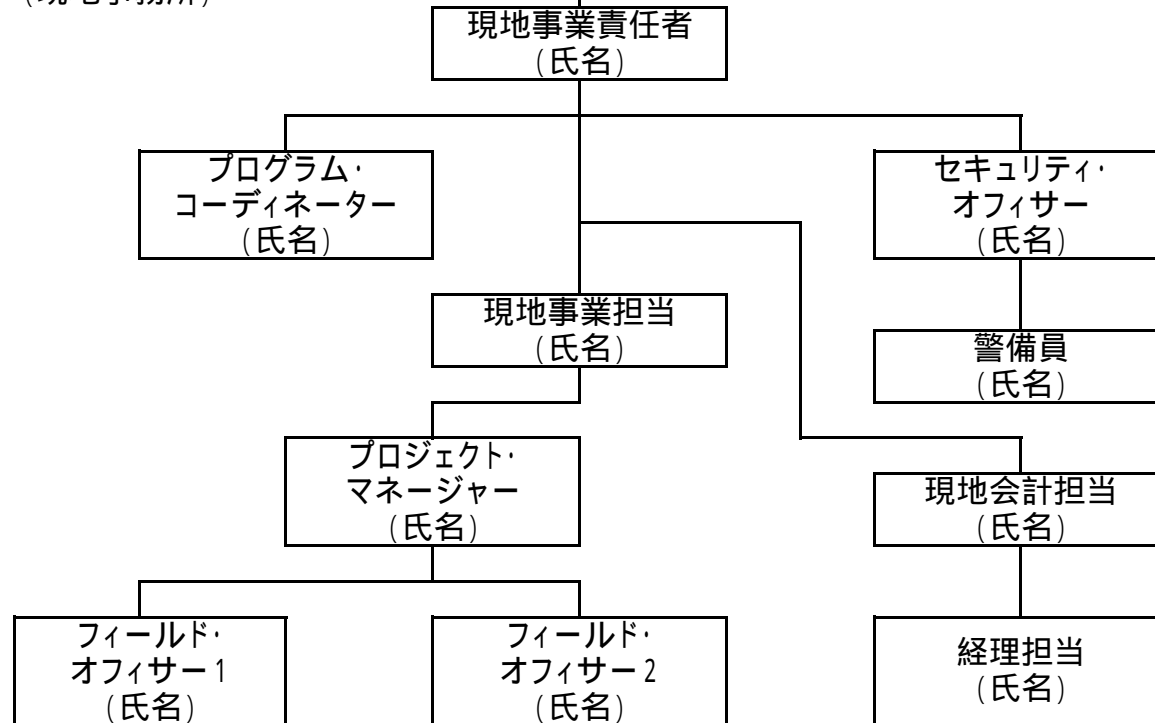
別添 番号	品目 (Item)	数量 QTY	業者1 (Shop 1) *our choice				業者2 (Shop 2)				業者3 (Shop 3)				備考 (3社見積りの取れない理由など)
			社名	通貨	単価	総額	社名	通貨	単価	総額	社名	通貨	単価	総額	
1		10			500.00	5,000.00			560.00	5,600.00					現地政府によって認められている仕様を扱う会社が2社に限られている。
2	事務所借料	12			900.00	10,800.00			980.00	11,760.00			990.00	11,880.00	
3		1			600.00	600.00			650.00	650.00					現地で同商品を扱う業者が2者しかない。
4	小型トラックレンタル	2			14,175.00	28,350.00			14,700.00	29,400.00	Rusavto Co.,	米ドル	14,850.00	29,700.00	を同時期に対象地域に運搬・配布するのに1台ではカバーするのは難しいため2台申請。
5	本部担当者派遣費	2	旅行	日本円	185,573.00	371,146.00	ツアー	日本円	189,200.00	378,400.00	株式会社	日本円	193,500.00	387,000.00	
6	外部監査経費	1	事務所		1,340.00	1,340.00									

事業実施体制表(記入例)

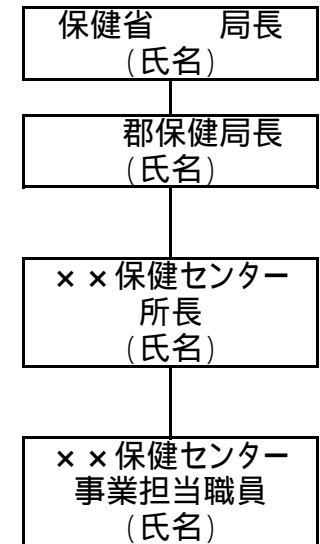
(本部事務所)



(現地事務所)



(現地提携団体)



施設案件必要書類・必要事項

以下の項目に対し 内にチェックをいれてください。

施設案件

- 1.配置図(敷地図)
- 2.平面図
- 3.立面図(断面図)
- 4.構造(木構造、ブロック造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、その他)
- 5.延べ面積(平米)
- 6.総建設費(円)
- 7.平米単価(円)
- 8.為替レート()
- 9.主要資材単価

名称	品名	単価 (現地通貨)	備考
主要資材単価	セメント袋 (kg)		
	砂 (kg)		
	鉄筋 (トン)		
	レガ コンクリートブロック		サイズ (H × W × L)

井戸案件

- 1.平面図
- 2.断面図
- 3.種別 (浅井戸 深井戸)
- 4.掘削方式 (手掘り 機械)
- 5.深さ (m)
- 6.水位 (m)
- 7.汲み上げ方式 (手動 電動)
- 8.高架水槽 (有 無)
- 9.揚水量 (リットル/ 時間)
- 10.配水対象面積 (km²)
- 11.対象世帯数 (世帯)
- 12.為替レート ()
13. 主要資材単価

名称	品名	単価 (現地通貨)	備考
主要資材単価	セメント袋 (kg)		
	砂 (kg)		
	鉄筋 (トン)		
	ケーシング スクリーニングパイプ (m)		
	ポンプ等揚水機材		
	レガ		サイズ (H × W × L)

申請団体概要

団 体 名	
1. 概要	
住所 〒	
TEL	FAX
HP アドレス	E-mail
設立年月日	年 月 日
法人格取得 有・無 (名称:) 法人格取得年月日(認証年月日) 主務官庁(所轄庁)	
設立経緯	
活動目的	
事業対象分野(NPO法人の場合、特定非営利活動の種類)	
事業形態(NPO法人の場合、事業の種類)	
活動対象国	
2. 活動内容	
主な活動内容 (1) 海外	
(2) 国内	
定期刊行物・主な出版物	

3. 組織			
代表者	事務局責任者		
海外・国内事務所			
スタッフ	合計 有給専従(国内 名、海外 名)	名(有給・無給含む) 名、海外 名)	有給非専従(国内 名、海外 名)
会員	名(内訳 ^{注1} :)		
海外における主な協力団体			
4. 財政			
平成24年度決算額			
総収入			円
自己財源			円
(内訳: 会費 その他)	寄附金 前年度繰越金	事業収入)
N連事業収入			円
政府 ^{注2} からの収入(N連を除く)			円
国際機関・外国政府からの収入			円
(国・機関名:))
民間助成団体からの収入			円
総支出			円
海外事業費	国内事業費		
事務管理費	その他		
平成25年度決算額			
総収入			円
自己財源			円
(内訳: 会費 その他)	寄附金 前年度繰越金	事業収入)
N連事業収入			円
政府 ^{注2} からの収入(N連を除く)			円
国際機関・外国政府からの収入			円
(国・機関名:))
民間助成団体からの収入			円
総支出			円
海外事業費	国内事業費		
事務管理費	その他		
平成26年度予算額			
円			
外部監査の実施状況 有・無 (有の場合は監査法人等の名称:)			
過去、政府から資金提供を受けた実績(制度名、件数及び資金額を記載すること)			
平成24年度			
平成25年度			

(注1)個人・団体等に分けて記載して下さい。

(注2)政府からの収入とは、外務省および他の府省庁のほかJICA、地方自治体からの収入を含みます。

* 必要に応じて参考資料を添付して下さい。

(参考)

事業担当者・専門家関連情報

(事業担当者、専門家のいずれかを枠で囲んで下さい。)

申請団体名：

申請事業名(事業国名)

1. 氏名	
2. 生年月日(年齢)	年 月 日生(歳)
3. 主な学歴・職歴 大学(もしくは高校)卒業年月を 基に人件費の単価基準を計算しま すので、大学院を卒業した方も 必ず、大学卒業年月を記載して下 さい。	(学歴) (職歴)
4. 所属団体および入職年 月日	年 月 日
5. 担当職務/専門分野	
6. 人件費月額単価/専門 家謝金日額単価 <u>人件費・謝金単価の根拠を記載の 上、それがわかる資料(本部スタ ッフについては原則として直近の 給与明細書)を添付して下さい。</u>	月額(事業担当者の場合): 円 /日額(専門家の場合): 円 (注)日割計算の場合、積算根拠を明記(例えば、月額300,000円÷31 日)

* 1名につき1枚ずつ作成して下さい。

* 本資料は、審査の過程において外部審査機関に提示されることがあります。

* 本資料は、原則として本部スタッフおよび専門家に関して提出を求めるものですが、現地スタッフについても作成・提出を求めることがあります。

日本NGO連携無償資金協力国際協力重点課題事業概要（第2年次・第3年次）

記入上の注意：平成25年度以前に、12ヶ月を超える国際協力重点課題事業として承認を受けた案件については、第2年次以降の契約に先立ち、予算関係書類とともに本資料を提出下さい。基本的に提出済の申請書に基づき作成していただきますが、今次事業期間に係る事業内容や予算に変更がある場合、変更点が分かるように記載下さい。また、グレーの字で書かれている留意事項は削除の上、本資料は3枚以内を目処に作成して下さい。ただし、事業によっては1～2枚増えても差し支えありません。

1. 案件名	提出済みの申請書の案件名を記載の上、末尾に（第 年次（或いは第 期）等を付記下さい。
2. 団体名	
3. 事業地	申請書記載の事業地を、国名から記載して下さい。 事業地が各期毎に変わる場合、今次事業期間の事業地を記載して下さい。
4. 事業期間	（全体）20 年 月～20 年 月（例：36ヶ月間） （今次）20 年 月～20 年 月（例：12ヶ月間）
5. 事業費	総事業費： 円（N連申請額： 円） 今次事業期間の所要額を記載して下さい。

（ここでページを区切ってください）

6 . 事業内容	提出済みの申請書の記載内容に基づき、今次期間の事業内容を簡潔かつ分かり易く記述して下さい。諸事情により事業内容を変更する必要がある場合には、理由を付して から に変更となったことが分かるように説明して下さい。
7 . これまでの成果、課題・問題点、対応策など	以下 ~ について簡潔かつ分かり易く説明して下さい。 これまでの事業における成果（実施した事業内容とその具体的成果） これまでの事業を通じての課題・問題点 上記 に対する今後の対応策

8 .期待される成果と 成果を測る指標	今次事業により達成される具体的目標（成果）と何をもって目標が達成されたとするか（成果を測る指標） およびその指標の確認方法を活動内容毎に記載して下さい。
------------------------	------------------------------------------------------------------------------

作成日：20 年 月 日
団体代表者 理事長(もしくは会長他) 氏名 (印)

日本NGO連携無償資金協力贈与契約
(ひな形)

在_____日本国大使館(官職) (以下「甲」という。)は、_____ (以下「乙」という)より「国際協力における重点課題事業(____ヶ年)」として申請のあった「_____」(事業実施国: _____)について、第1年次事業(以下「事業」という)を資金面で協力するための資金(以下資金という)_____ (USドル等送金通貨)を限度とする贈与に関する契約を締結する。

乙は、上記資金を甲より受領するに当たり以下に合意する。

1. 上記資金の支払いは、次のとおりとする。
 - (1) 甲は、本契約の発効後乙からの請求に基づき、乙が事業実施国である_____内に開設する本事業専用の銀行口座に、直接事業費及び外部監査費並びに、資金から右費目を除いた額の半分を加えた_____ (USドル等送金通貨)を支払う。
(複数年の事業及び国際協力における重点課題事業の第2年次(或いは第2期目)以降の契約の場合、以下を追記)
なお、甲は20____年____月____日付、日本NGO連携無償資金協力贈与契約に基づき、乙が(A)国で実施した「(C)事業名」の第____年次(或いは第____期)事業(前年度事業)の資金が適正に使用されなかったことが明らかとなった場合には、本契約を解除する権利を留保し、甲が契約を解除した場合、乙は贈与契約に基づき供与された資金を甲が定める期日までに一括して全額返済する。
 - (2) 甲は、必要と認められる場合には、20____年____月____日までに第1回目の支払い額の残高_____を乙からの請求に基づき支払う。
なお、乙は、第2回目の支払請求にあたっては、甲に対して事業の進捗に関する中間報告書を提出しなければならない。
2. 乙は、上記資金を受領した旨の公式の領収証を甲に提出する。
3. 乙は、甲または外務省より要請のある場合には、関連文書を甲または外務省に提出する。
4. 事業は、20____年____月____日、乙より提出された事業申請書及び平成26年度日本NGO連携無償資金協力申請の手引きに従い実施される。
5. 上記資金は、20____年____月____日から20____年____月____日までの事業実施期間内に事業の遂行に必要な経費として承認された別紙の経費にのみ適正に使用する。また資金から生じた果実についても同様とする。
6. 事業に必要な物資及び(または)役務を輸入する必要がある場合には、以下に述べる調達適格国から調達する。
 - (1) OECD開発援助委員会(DAC)統計指示書に記載されている全ての開発途上国
 - (2) 全てのOECD加盟国
7. 乙は、事業の進捗状況に関する以下の報告書を甲に提出する。
 - (1) 20____年____月____日までに中間報告書1部
 - (2) 事業終了後3ヶ月以内に完了報告書1部
8. 乙は、事業の実施について以下のいずれかに該当する場合には、甲に通報し、あらかじめ甲の承認または指示を受ける。
 - (1) 事業申請書に記載された事業の内容の変更をするとき。
 - (2) 別紙に記載された経費配分の変更をするとき。

- (3) 事業を中止し、または廃止するとき。
- (4) 上記5.に記載された事業実施期間を1ヶ月を超えて延長するとき。(事業実施期間が1年の場合は「事業実施期間を超えて」とする。)
- (5) その他、本契約の合意内容を変更するとき。

- 9. 事業が中止、廃止または終了した時点で上記資金の一部または全てが使用されず、残余金が生じた場合には、乙は、甲に報告し、甲の請求により、同残余金を甲に返還しなければならない。
- 10. 上記9.に従って甲が事業の廃止等を承認または指示する場合、又は上記資金が適正に使用されなかったことが明らかとなった場合には、この契約は解除される。また、乙は甲の請求により、資金の全部または一部を甲に返還しなければならない。なお、上記資金が適正に使用されなかったことが明らかとなった場合には、甲は乙に対し、以下の措置を講ずることができる。
 - (1) 加算金として、契約金額の100分の10に相当する金額の徴収
 - (2) その程度に応じ、一定の期間、乙からの日本NGO連携無償資金協力申請を受理しない等の措置
- 11. 乙は、事業終了後可及的速やかに事業について会計監査を行った上で、同監査の報告書を甲に提出する。
- 12. 甲は、上記7.(2)の完了報告書及び上記11.の監査報告書等に基づき、供与資金の精算を行う。その結果、残余金が生じたことが判明した際には、乙は甲の請求により、同残余金を甲に返還しなければならない。また、精算終了後に残余金等があることが判明した場合にも、乙は、右残余金等を甲に返還しなければならない。
- 13. 乙は、上記資金に関し、その支出内容を証する書類を整備し、事業の終了の日の属する年度の終了後、次年度より5年間保存しなければならない。
- 14. 事業を実施する過程における乙に属する職員の死亡、負傷、疾病その他の危害又はその他乙が被る不利益については、乙の責任に属し、日本国政府は一切の法的責任を有しない。
- 15. 本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈について疑義を生じた場合、平成26年度日本NGO連携無償資金協力申請の手引きに従い、甲乙協議の上決定する。本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈される。
- 16. (安全対策の確保、経験を有する事業担当者の配置等、事業承認に際し、特定の条件が付された場合には、右条件を記載する。)

本契約は、甲乙が本契約書2部に署名した時点で発効する。(本契約は、甲が乙より乙の記名押印した本契約書2部を受領し、同契約書2部に甲が記名押印した時点で発効する。)

20 年 月 日

甲 在 _____ 日本国大使館
官職 氏名 (署名)

乙 _____
役職 氏名 (署名)

日本NGO連携無償資金協力贈与契約
(マイクロクレジット原資事業 ひな形)

在_____日本国大使館(官職) (以下「甲」という。)は、_____ (以下「乙」という。)より申請のあった_____ (以下「事業」という)(事業実施国: _____)を資金面で協力するための資金(以下資金という)_____ (USドル等送金通貨)を限度とする贈与に関する契約を締結する。

乙は、上記資金を甲より受領するに当たり以下に合意する。

1. 上記資金の支払いは、次のとおりとする。
甲は、本契約の発効後乙からの請求に基づき、乙が事業実施国である_____内に開設する本事業専用の銀行口座に上記資金を支払う。
2. 乙は、上記資金を受領した旨の公式の領収証を甲に提出する。
3. 乙は、甲または外務省より要請のある場合には、関連文書を甲または外務省に提出する。
4. 事業は、20____年____月____日、乙より提出された事業申請書及び平成26年度日本NGO連携無償資金協力申請の手引きに従い実施される。
5. 上記資金は、20____年____月____日から20____年____月____日までの事業実施期間内に事業の遂行に必要な経費として承認された別紙の経費にのみ適正に使用する。また資金から生じた果実についても同様とする。
6. 事業に必要な物資及び(または)役務を輸入する必要がある場合には、以下に述べる調達適格国から調達する。
(1) OECD開発援助委員会(DAC)統計指示書に記載されている全ての開発途上国
(2) 全てのOECD加盟国
7. 乙は、事業資金の会計監査報告書及び事業資金の使用状況報告書を以下のとおり甲に提出する。
(1) 20____年____月____日までに中間報告書1部
(2) 事業終了後3ヶ月以内に完了報告書1部
(3) 資金供与後、マイクロクレジット原資については、外部の会計監査法人等に会計監査を委託し、最初の2年間は最低6ヶ月に1回、3年目以降の3年間は最低1年1回以上、6年目以降は甲の要請に応じて、会計監査報告1部
(4) 資金供与後、マイクロクレジット原資については、最初の2年間は最低3ヶ月に1回以上、3年目以降の3年間は最低1年に1回以上、6年目以降は甲の要請に応じて、資金の使用状況報告書1部
8. 乙は、事業の実施について以下のいずれかに該当する場合には、甲に通報し、あらかじめ甲の承認または指示を受ける。
(1) 事業申請書に記載された事業の内容の変更をするとき。
(2) 別紙に記載された経費配分の変更をするとき。
(3) 事業を中止し、または廃止するとき。
(4) 上記5.に記載された事業実施期間を1ヶ月を超えて延長するとき。(事業実施期間が1年の場合は「事業実施期間を超えて」とする。)
(5) その他、本契約の合意内容を変更するとき。

9. 事業が中止、廃止または終了した時点で上記資金の一部または全てが使用されず、残余金が生じた場合には、乙は、甲に報告しなければならない。
10. 上記9. に従って甲が事業の廃止等を承認または指示する場合、又は上記資金が適正に使用されなかったことが明らかとなった場合には、この契約は解除される。また、乙は甲の請求により、資金の全部または一部を甲に返還しなければならない。なお、上記資金が適正に使用されなかったことが明らかとなった場合には、甲は乙に対し、以下の措置を講ずることができる。
- (1) 加算金として、契約金額の100分の10に相当する金額の徴収
(2) その程度に応じ、一定の期間、乙からの日本NGO連携無償資金協力申請を受理しない等の措置
11. 乙は、事業終了後可及的速やかに事業について会計監査を行った上で、同監査の報告書を甲に提出する。
12. 甲は、上記7.(2)の完了報告書及び上記11.の監査報告書等に基づき、供与資金の精算を行う。その結果、残余金が生じたことが判明した際には、乙は甲の請求により、同残余金を甲に返還しなければならない。また、精算終了後に残余金等があることが判明した場合にも、乙は右残余金等を甲に返還しなければならない。
13. 乙は、上記資金に関し、その支出内容を証する書類を整備し、事業の終了の日の属する年度の終了後、次年度より5年間保存しなければならない。
14. 事業を実施する過程における乙に属する職員の死亡、負傷、疾病その他の危害又はその他乙が被る不利益については、乙の責任に属し、日本国政府は一切の法的責任を有しない。
15. 本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈について疑義を生じた場合、平成26年度日本NGO連携無償資金協力申請の手引きに従い、甲乙協議の上決定する。本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈される。
16. (安全対策の確保、経験を有する事業担当者の配置等、事業承認に際し、特定の条件が付された場合には、右条件を記載する。)

本契約は、甲乙が本契約書2部に署名した時点で発効する。(甲が乙より乙の記名押印した本契約書2部を受領し、同契約書2部に甲が記名押印した時点で発効する。)

20 年 月 日

甲 在 _____ 日本国大使館
官職 氏名 (署名)

乙 _____
役職 氏名 (署名)

委 任 状

20 年 月 日

在 日本国大使館
特命全権大使 殿

住 所：
団 体 名：
代 表 者 氏 名： (印)

代 理 人 住 所：
所 属：
代 理 人 氏 名：

(団 体 名) は を代理人と定め下記権限を委任致します。

記

委任事項(例)：平成 年度日本NGO連携無償資金協力「(事業名)」に関する
贈与契約に係る以下のこと。

なお、委任事項に疑義が生じた場合には当団体本部にて責任を持って
対応致します。

- 1 . 贈与契約に署名すること。
- 2 . 供与資金を請求すること及び領収書を提出すること。
- 3 . 事業変更承認申請及び事業変更報告を行うこと。
- 4 . 中間報告書及び完了報告書を提出すること。

以上

支払請求書(在外契約時)

(2回払いの時は、「第1回目」、「第2回目」と記載)

20 年 月 日

在 日本国大使館
特命全権大使 殿

住 所：
団体名：
代表者氏名： (印)

20 年 月 日付、日本NGO連携無償資金協力贈与契約によって日本政府から当団体に対して資金協力が決定した事業に関して、下記のとおり資金を請求いたします。

記

1. 事業名： (贈与契約書上の事業名)
2. 金額： (贈与契約書上の送金金額・通貨)

以上

20 年 月 日

在 大使（在外公館長氏名）殿
あるいは
外務省大臣官房会計課長（氏名）殿

領収書

20 年 月 日付、日本NGO連携無償資金協力贈与契約（事業名：贈与契約上の事業名）に基づいた資金（贈与契約上の通貨による金額）を受領致しました。

（申請団体名）

（代表者氏名）

印

(申請団体の文書番号) 第 号
20 年 月 日

在 大使(在外公館長氏名)殿
外務省大臣官房会計課長(氏名)殿(注:本邦契約の場合)

(申請団体名)
(代表者氏名) - 印 -

日本NGO連携無償資金協力
事業変更承認申請書

20 年 月 日付、日本NGO連携無償資金協力贈与契約に基づく「プロジェクト」(贈与契約上の案件名)の実施について、下記の理由により事業の内容(及び経費の配分)を変更致したく、承認願います。

記

1. 変更の理由

(別紙使用可) (事業開始前の案件申請時との比較において、事業開始後に変更を必要とする理由)

2. 変更の内容(事業内容・経費配分)

変 更 前	変 更 後

(注) 事業内容は、箇条書きで記して下さい。
経費配分の場合は、対象経費毎に変更前と変更後の金額を記して下さい

以上

(様式2 - 2)

20 年 月 日

申請団体名
団体代表者氏名

在 大使館
(在外公館長)
/ 外務省大臣官房会計課長

署名または印

平成25年度 日本NGO連携無償資金協力 事業変更承認通知書
(事業名: 事業)
(国名: 連邦共和国)

20 (又は平成)年 月 日付貴文書をもって申請のありました事業変更申請については、下記内容のとおり承認することとしたので通知します。

記

〔承認内容〕

事業変更承認申請書記載の「変更の内容」のとおり

(申請団体の文書番号) 第 号
20 年 月 日

在 大使(在外公館長氏名)殿
外務省国際協力局民間援助連携室長(氏名)殿(注:本邦契約の場合)

(申請団体名)
(代表者氏名) - 印 -

日本NGO連携無償資金協力
事業変更報告書

20 年 月 日付、日本NGO連携無償資金協力贈与契約に基づく「プロジェクト」(贈与契約上の案件名)の実施について、下記の理由により事業の内容(及び経費の配分)を変更するので(したので)、報告致します。

記

1. 変更の理由

(別紙使用可) (事業開始前の案件申請時との比較において、事業開始後に変更に至った理由)

2. 変更の内容(事業内容・経費配分)

変 更 前	変 更 後

(注) 事業内容は、箇条書きで記して下さい。
経費配分の場合は、対象経費毎に変更前と変更後の金額を記して下さい

以上

日本NGO連携無償資金協力 中間報告書

(グレーの字で書かれている中間報告書記載時の留意点は削除してお使い下さい。)

1. 基本情報	
記入上の注意：以下(1)～(5)について、1枚以内で記載して下さい。	
(1) 案件名	贈与契約に記載された案件名を記載して下さい。
(2) 進捗状況	次のいずれかに をつけて下さい。 (ア) ほぼ計画どおり進捗している (イ) 計画より進捗している (ウ) 計画どおり進捗していない
(3) 贈与契約締結日 及び事業期間	・ 贈与契約締結日：20 年 月 日 ・ 事業期間：20 年 月 日～20 年 月 日 贈与契約に記載された贈与契約締結日を記載して下さい。
(4) 供与限度額 及び執行実績	・ 供与限度額： 円(贈与契約上の通貨) ・ 実績： 円(贈与契約上の通貨) 贈与契約に記載された供与限度額を記載して下さい。執行実績は、供与限度額のうち、中間報告書作成のときまでに実際に事業に使用された金額を記載して下さい。
(5) 団体名・連絡先、事業担当者名	(ア) 団体名： (イ) 電話： (ウ) FAX： (エ) E-mail： (オ) 事業担当者名： 提出された中間報告書の内容について、当方から照会できる方のコンタクト先を記入して下さい。事業申請書記載の事業担当者から変更のない場合はその旨記載して下さい。改めて記入する必要はありません。
(6) 事業変更の有無	事業変更承認の有無： (以下、「有」の場合) (ア) 申請日：20 年 月 日 承認日：20 年 月 日 内容： (イ) 申請日： 承認日： 内容： 事業変更申請の対象となる事業変更の有無を記載して下さい。事業変更を行った場合は、それぞれの事業変更ごとに、事業変更の申請日、承認日及び承認された事業変更の内容を簡潔に記載して下さい。

(ここでページを区切ってください)

<p>2. 事業の概要と成果</p> <p>記入上の注意：以下(1)～(4)について、2枚以内で記載して下さい(「重点課題」事業で複数年にわたるものは3枚を超えても構いません)。それを超える詳細な報告が必要な場合は別紙を追加して下さい。「(2)事業内容」や「(3)達成された効果」については、その様子がわかる写真(数枚)を別紙として添付して下さい。</p>	
(1) 上位目標	申請書に記載された「上位目標」を記載して下さい。中間報告の時点で上位目標達成のために一定の成果が出ている場合には、それについても記載して下さい。
(2) 事業内容	中間報告の時点までに行われた事業内容を記載して下さい。特に、事業が計画より進捗している、もしくは遅れている場合はその経緯や理由が分かるように記載して下さい。
(3) 達成された効果	申請書に記載された「期待される効果」が、中間報告の時点までにどの程度達成されたかを記載して下さい。その際には、事業として行われた活動内容毎に達成された具体的な目標の達成度を、裨益者数など可能な限り申請書に記載された「成果を測る指標」を用いて記載して下さい。
(4) 今後の見通し	事業完了までの今後の見通しについて記載して下さい。特に、事業が計画どおり進捗していない場合には、事業完了までにどのように進捗状況を取り戻すのかについての見通しを記載して下さい。

(ここでページを区切ってください)

3. 事業管理体制、その他

記入上の注意：事業内容に直接関わらない事項で特記事項がある場合には、1枚以内で記載して下さい。それを超える詳細な説明が必要な場合は別紙を追加して下さい。

(1) 特記事項

現地の治安状況やそれに伴う安全対策、資金管理や現地政府との関係等で特段の困難な状況が発生した場合等には記載して下さい。

中間報告書記載日：20 年 月 日

団体代表者名： 理事長（もしくは会長他） 氏名（印）

【添付書類】

事業内容、事業の効果に関する写真

日本NGO連携無償資金協力 完了報告書

(グレーの字で書かれている完了報告書記載時の留意点は削除してお使い下さい。)

1. 基本情報 記入上の注意：以下(1)～(5)について、1枚以内で記載して下さい。	
(1) 案件名	贈与契約に記載された案件名を記載して下さい。
(2) 贈与契約締結日 及び事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与契約締結日：20 年 月 日 ・事業期間：20 年 月 日～20 年 月 日 ・延長事業期間： ヶ月、20 年 月 日まで 贈与契約に記載された贈与契約締結日を記載して下さい。事業期間が事業期間延長などの理由により贈与契約に記載された期間と異なる場合は、延長した期間を記載して下さい。
(3) 供与限度額 及び実績(返還額)	<ul style="list-style-type: none"> ・供与限度額： 円(贈与契約上の通貨) (供与限度額以上の支出の場合) ・総支出(供与限度額上限)： 円、利息： 円 (供与限度額未満の支出の場合) ・総支出： 円(返還額： 円、利息 円含む。) 贈与契約に記載された供与限度額を記載して下さい。総支出は、供与限度額を上限として実際に事業に使用された金額を記載して下さい。総支出が供与限度額を下回る場合は、括弧内に返還額も併せて記載して下さい。なお、実際に返納して頂く金額は、在外公館もしくは民間援助連携室において、提出された完了報告書に基づいて金額を精査して決定されますので、記載された額を訂正していただくことがあります。予めご了承下さい。
(4) 団体名・連絡先、事業担当者名	(ア) 団体名： (イ) 電話： (ウ) FAX： (エ) E-mail： (オ) 事業担当者名： 提出された完了報告書の内容について、当方から照会できる方のコンタクト先を記入して下さい。事業申請書記載の事業担当者から変更のない場合はその旨記載して下さい。改めて記入する必要はありません。
(5) 事業変更の有無	事業変更承認の有無： (以下、「有」の場合) (ア) 申請日：20 年 月 日 承認日：20 年 月 日 内容： (イ) 申請日： 承認日： 内容： 事業変更申請の対象となる事業変更の有無を記載して下さい。事業変更を行った場合は、それぞれの事業変更ごとに、事業変更の申請日、承認日及び承認された事業変更の内容を簡潔に記載して下さい。

(ここでページを区切ってください)

<p>2. 事業の概要と成果</p> <p>記入上の注意：以下(1)～(4)について、3枚以内で記載して下さい(「重点課題」事業で複数年にわたるものは3枚を超えても構いません)。それを超える詳細な報告が必要な場合は別紙を追加して下さい。「(2)事業内容」や「(3)達成された成果」については、その様子がわかる写真(数枚)を別紙として添付して下さい。</p>	
(1) 上位目標の達成度	申請書に記載された「上位目標」の達成度を記載して下さい。事業を通じて、上位目標の実現に対してどのように貢献できたかを具体的に(可能であれば定量的な指数を用いて)記載して下さい。
(2) 事業内容	実際に行われた事業内容を記載して下さい。申請書に記載された事業内容をそのまま変更することなく実施できた場合には、簡潔な記載のみで結構です。
(3) 達成された成果	申請書に記載された「期待される成果」がどの程度達成されたかを記載して下さい。事業として行われた活動内容毎に達成された具体的な目標の達成度を、裨益者数など申請書に記載された「成果を測る指標」を用いて記載して下さい。
(4) 持続発展性	達成された事業の成果が今後、どのように維持・継続される見通しであるかについて記載して下さい。事業の効果が一時的なものにとどまらないかを判断するための材料とします。N連事業の終了後に、事業の成果を維持していくための計画を記載して下さい。(ハード事業において建設した建物の維持・管理方法や、教育支援事業等のソフト事業がどのように現地提携団体に引き継がれていくか等)。

(ここでページを区切ってください)

3. 事業管理体制、その他 記入上の注意：事業内容に直接関わらない事項で特記事項がある場合には、以下(1)について1枚以内で記載して下さい。それを超える詳細な説明が必要な場合は別紙を追加して下さい。	
(1) 特記事項	現地の治安状況やそれに伴う安全対策、資金管理や現地政府との関係等で特段の困難な状況が発生した場合等には記載して下さい。

完了報告書記載日：20 年 月 日
団体代表者名： 理事長（もしくは会長他） 氏名（印）

【添付書類】

- 事業内容、事業の成果に関する写真
- 日本NGO連携無償資金収支表（様式4-a）
- 日本NGO連携無償資金使用明細書（様式4-b）
- 外部監査報告書

日本NGO連携無償資金収支表(記入例)

(供与限度額以上の支出の場合)

団体名

事業名(実施国名)

自 20 年 月 日 至 20 年 月 日 (贈与契約上の通貨)

	連携無償	その他資金
【収入の部】		
総収入	12,440,660	0
【支出の部】		
1. 現地事業経費	10,990,600	190,000
(1) 直接事業費	8,454,600	190,000
(ア) 資機材購入費等	6,973,000	0
(イ) ワークショップ等開催費	549,600	190,000
(ウ) 専門家派遣費	474,000	0
(エ) 研修員招聘費	458,000	0
(2) 事業管理費	2,536,000	0
(ア) 本部スタッフ(駐在)人件費	1,078,000	0
(イ) 現地スタッフ人件費	1,078,000	0
(ウ) 現地事務所借料等	180,000	0
(エ) 現地移動費	50,000	0
(オ) 会議費	50,000	0
(カ) 通信費	100,000	0
(キ) 事業資料作成費	0	0
(ク) 事務用品購入費等	0	0
(ケ) 本部スタッフ派遣費	0	0
(3) 情報収集費	0	0
(4) その他安全対策費	0	0
2. 現地事業後方支援経費	1,060,000	0
(1) 現地事業後方支援管理費	1,060,000	0
(ア) 本部スタッフ(事業担当)人件費	450,000	0
(イ) 本部スタッフ(経理担当)人件費	450,000	0
(ウ) 会議費	100,000	0
(エ) 通信費	30,000	0
(オ) 事業資料作成費	30,000	0
(カ) 事務用品購入費	0	0
(2) その他安全対策費	0	0
3. 一般管理費等	0	0
4. 外部監査経費	390,000	0
(1) 外部監査経費	390,000	0
(ア) 現地外部監査経費	390,000	0
(イ) 本部外部監査経費	0	0
支払実績	12,440,600	190,000
総支出(供与限度額上限)	12,440,600	190,000
利息等(その他の資金の支出に使用)		10,000

(様式・項目名の変更等をしないでそのまま使用して下さい。)

日本NGO連携無償資金収支表(記入例)

(供与限度額未満の支出の場合)

団体名

事業名(実施国名)

自 20 年 月 日 至 20 年 月 日 (贈与契約上の通貨)

	連携無償	その他資金
【収入の部】		
総収入	12,440,660	0
【支出の部】		
1. 現地事業経費	10,922,600	0
(1) 直接事業費	8,386,600	0
(ア) 資機材購入費等	6,875,000	0
(イ) ワークショップ等開催費	549,600	0
(ウ) 専門家派遣費	504,000	0
(エ) 研修員招聘費	458,000	0
(2) 事業管理費	2,536,000	0
(ア) 本部スタッフ(駐在)人件費	1,078,000	0
(イ) 現地スタッフ人件費	1,078,000	0
(ウ) 現地事務所借料等	180,000	0
(エ) 現地移動費	50,000	0
(オ) 会議費	50,000	0
(カ) 通信費	100,000	0
(キ) 事業資料作成費	0	0
(ク) 事務用品購入費等	0	0
(ケ) 本部スタッフ派遣費	0	0
(3) 情報収集費	0	0
(4) その他安全対策費	0	0
2. 現地事業後方支援経費	1,060,000	0
(1) 現地事業後方支援管理費	1,060,000	0
(ア) 本部スタッフ(事業担当)人件費	450,000	0
(イ) 本部スタッフ(経理担当)人件費	450,000	0
(ウ) 会議費	100,000	0
(エ) 通信費	30,000	0
(オ) 事業資料作成費	30,000	0
(カ) 事務用品購入費	0	0
(2) その他安全対策費	0	0
3. 一般管理費等	0	0
4. 外部監査経費	390,000	0
(1) 外部監査経費	390,000	0
(ア) 現地外部監査経費	390,000	0
(イ) 本部外部監査経費	0	0
支払実績	12,372,600	0
総支出	12,372,600	0
残高	68,060	
利息等	8,000	

(様式・項目名の変更等をしないでそのまま使用して下さい。)

日本NGO連携無償資金収支表(記入例:NGOパートナーシップ事業)

(供与限度額以上の支出の場合)

契約団体名 パートナー団体名

事業名(実施国)

自 20 年 月 日 至 20 年 月 日

(贈与契約上の通貨)

	(連携無償内訳)			その他資金
	連携無償	(契約団体)	(パートナー団体)	
[収入の部]				
総収入	12,684,630	8,350,630	4,334,000	0
[支出の部]				
1. 現地事業経費	10,990,600	7,036,600	3,954,000	190,000
(1) 直接事業費	8,454,600	4,880,600	3,574,000	190,000
(ア) 資機材購入費等	6,973,000	3,973,000	3,000,000	0
(イ) ワークショップ等開催費	549,600	349,600	200,000	190,000
(ウ) 専門家派遣費	474,000	100,000	374,000	0
(エ) 研修員招聘費	458,000	458,000	0	0
(2) 事業管理費	2,536,000	2,156,000	380,000	0
(ア) 本部スタッフ(駐在)人件費	1,078,000	1,078,000	0	0
(イ) 現地スタッフ人件費	1,078,000	778,000	300,000	0
(ウ) 現地事務所借料等	180,000	180,000	0	0
(エ) 現地移動費	50,000	30,000	20,000	0
(オ) 会議費	50,000	30,000	20,000	0
(カ) 通信費	100,000	60,000	40,000	0
(キ) 事業資料作成費	0	0	0	0
(ク) 事務用品購入費等	0	0	0	0
(ケ) 本部スタッフ派遣費	0	0	0	0
(3) 情報収集費	0	0	0	0
(4) その他安全対策費	0	0	0	0
2. 現地事業後方支援経費	1,060,000	1,060,000	0	0
(1) 現地事業後方支援管理費	1,060,000	1,060,000	0	0
(ア) 本部スタッフ(事業担当)人件費	450,000	450,000	0	0
(イ) 本部スタッフ(経理担当)人件費	450,000	450,000	0	0
(ウ) 会議費	100,000	100,000	0	0
(エ) 通信費	30,000	30,000	0	0
(オ) 事業資料作成費	30,000	30,000	0	0
(カ) 事務用品購入費	0	0	0	0
(2) その他安全対策費	0	0	0	0
3. 一般管理費等	244,030	244,030	0	0
4. 外部監査経費	390,000	390,000	0	0
(1) 現地外部監査経費	0	0	0	0
(2) 本部外部監査経費	390,000	390,000	0	0
支払実績	12,684,630	8,730,630	3,954,000	190,000
総支出(供与限度額上限)	12,684,630	8,730,630	3,954,000	190,000
利息等(その他の資金の支出に使用)				10,000

(様式・項目名の変更等をしないでそのまま使用して下さい。但し、2団体以上のパートナー団体と事業を実施した場合、列を追加して団体毎の支出が分かるようにして下さい)

日本NGO連携無償資金収支表(記入例:NGOパートナーシップ事業)

(供与限度額未満の支出の場合)

契約団体名 パートナー団体名

事業名(実施国)

自 20 年 月 日 至 20 年 月 日

(贈与契約上の通貨)

[収入の部]	(連携無償内訳)			その他資金
	連携無償	(契約団体)	(パートナー団体)	
総収入	12,684,630	8,350,630	4,334,000	0
[支出の部]				
1. 現地事業経費	10,460,600	6,506,600	3,954,000	0
(1) 直接事業費	7,924,600	4,350,600	3,574,000	0
(ア) 資機材購入費等	6,473,000	3,473,000	3,000,000	0
(イ) ワークショップ等開催費	519,600	319,600	200,000	0
(ウ) 専門家派遣費	474,000	100,000	374,000	0
(エ) 研修員招聘費	458,000	458,000	0	0
(2) 事業管理費	2,536,000	2,156,000	380,000	0
(ア) 本部スタッフ(駐在)人件費	1,078,000	1,078,000	0	0
(イ) 現地スタッフ人件費	1,078,000	778,000	300,000	0
(ウ) 現地事務所借料等	180,000	180,000	0	0
(エ) 現地移動費	50,000	30,000	20,000	0
(オ) 会議費	50,000	30,000	20,000	0
(カ) 通信費	100,000	60,000	40,000	0
(キ) 事業資料作成費	0	0	0	0
(ク) 事務用品購入費等	0	0	0	0
(ケ) 本部スタッフ派遣費	0	0	0	0
(3) 情報収集費	0	0	0	0
(4) その他安全対策費	0	0	0	0
2. 現地事業後方支援経費	1,060,000	1,060,000	0	0
(1) 現地事業後方支援管理費	1,060,000	1,060,000	0	0
(ア) 本部スタッフ(事業担当)人件費	450,000	450,000	0	0
(イ) 本部スタッフ(経理担当)人件費	450,000	450,000	0	0
(ウ) 会議費	100,000	100,000	0	0
(エ) 通信費	30,000	30,000	0	0
(オ) 事業資料作成費	30,000	30,000	0	0
(カ) 事務用品購入費	0	0	0	0
(2) その他安全対策費	0	0	0	0
3. 一般管理費等	217,530	217,530	0	0
4. 外部監査経費	390,000	390,000	0	0
(1) 現地外部監査経費	0	0	0	0
(2) 本部外部監査経費	390,000	390,000	0	0
支払実績	12,128,130	8,174,130	3,954,000	0
総支出	12,128,130	8,174,130	3,954,000	0
残高	556,500			
利息等	10,000	10,000		

(様式・項目名の変更等をしないでそのまま使用して下さい。但し、2団体以上のパートナー団体と事業を実施した場合、列を追加して団体毎の支出が分かるようにして下さい)

(完了報告書)

作成日：20 年 月 日

日本NGO連携無償資金協力 使用明細書（記入例）

実施団体名：

案件名： 事業

実施国： 国

事業期間： 20 年 月 日～20 年 月 日

日本NGO連携無償資金契約額（贈与契約上の供与限度額）：10,000,000円他

(1) 第1回入金額：7,000,000円他(20 年 月 日入金)

(2) 第2回入金額：3,000,000円他(20 年 月 日入金)

【支出状況：自20 年 月 日 - 至20 年 月 日】

支出年月日	支払目的・内容	支出額 (贈与契約上の通貨)(注)
1. 現地事業経費		
(1) 直接事業費		
(ア) 資機材購入費等		
2014/05/10	巡回用バイク購入(2台)	200,000
2014/05/10	ポンプ購入(6台)	300,000
2014/05/10	掘削櫓組立工事費(6基)	1,200,000
2014/05/25	給水管購入(500本)	750,000
小計		2,450,000
(ウ) 専門家派遣費		
(a) 専門家派遣旅費等		
2014/05/07	専門家航空券購入	230,000
小計		230,000
(b) 謝金		
2014/05/31	専門家4月分謝金	300,000
2014/06/30	専門家5月分謝金	300,000
2014/07/30	専門家6月分謝金	300,000
小計		900,000
(2) 現地事業管理費		
(ア) 現地スタッフ人件費		
2014/05/20	4月分給与(5名分)	250,000
2014/06/20	5月分給与(5名分)	250,000
2014/07/20	6月分給与(5名分)	250,000
2014/08/20	7月分給与(5名分)	250,000
小計		1,000,000
合計		4,580,000

(様式・項目名の変更等をしないでそのまま使用して下さい。)

(注) 日本政府から支払われた通貨(円、米ドル等、贈与契約上で資金提供の限度額として記されている通貨)に換算して記述。供与資金以外の自己資金による支出額は除く。

(完了報告書)

作成日：20 年 月 日

日本NGO連携無償資金協力 使用明細書 (記入例：NGOパートナーシップ事業)

契約団体名：

パートナー団体名：

案件名： 事業

実施国： 国

事業期間： 20 年 月 日～20 年 月 日

日本NGO連携無償資金契約額(贈与契約上の供与限度額)：10,000,000円他

(1) 第1回入金額：7,000,000円他(20 年 月 日入金)

(2) 第2回入金額：3,000,000円他(20 年 月 日入金)

【支出状況：自20 年 月 日 - 至20 年 月 日】

支出年月日	支払目的・内容	契約団体支出額	パートナー団体支出額
		(贈与契約上の通貨)(注)	
1. 現地事業経費			
(1) 直接事業費			
(ア) 資機材購入費等			
2014/05/10	巡回用バイク購入(2台)	200,000	
2014/05/10	ポンプ購入(6台)	300,000	
2014/05/10	掘削機組立工事費(6基)	1,200,000	
2014/05/25	給水管購入(500本)	750,000	
	小計	2,450,000	
(ウ) 専門家派遣費			
(a) 専門家派遣旅費等			
2014/05/07	専門家航空券購入	230,000	
	小計	230,000	
(b) 謝金			
2014/05/31	専門家4月分謝金	300,000	
2014/06/30	専門家5月分謝金	300,000	
2014/07/30	専門家6月分謝金	300,000	
	小計	900,000	
(2) 現地事業管理費			
(ア) 現地スタッフ人件費			
2014/05/20	4月分給与(5名分)		250,000
2014/06/20	5月分給与(5名分)		250,000
2014/07/20	6月分給与(5名分)		250,000
2014/08/20	7月分給与(5名分)		250,000
	小計		1,000,000
合計		3,580,000	1,000,000

(様式・項目名の変更等をしないでそのまま使用して下さい。但し2団体以上のパートナー団体と事業を実施した場合、列を追加して団体毎の支出が分かるようにして下さい)

(注) 日本政府から支払われた通貨(円、米ドル等、贈与契約上で資金提供の限度額として記されている通貨)に換算して記述。供与資金以外の自己資金による支出額は除く。

**日本 NGO 連携無償資金協力 (GRANT ASSISTANCE FOR JAPANESE NGO PROJECT)
効果検証シート (IMPACT/EFFECT MEASUREMENT/EVALUATION FORM)**

基本情報 (BASIC INFORMATION)

国名及び案件名 Country / Project Name			
事業費総額・N 連支援額 Total Budget / Grant Amount			
事業開始日と完了日 Date & Duration of Project			
延長の有無及び期間 Extension Period & Reason(s)			
事業の上位目標 Overall (Ultimate) Goal			
プロジェクト目標 Project Goal (Objective)			
成果 (小目標) Expected Outputs			
事業概要・活動内容 Project Summary			
指標等から見た達成度 Degree of Achievement	立案時指標設定項目 Evaluation Items	立案時目標値 Success Indicators when Planned	終了時達成値 Indicators Achieved at Project-end
プロジェクト目標とインパクトに関する指標の目標値と達成状況 Objectively Verifiable Indicators against Project & Overall Goal	【プロジェクト目標】 (1) (2) (3)		
	【インパクト】 (1) (2)		
	【その他の項目】 (1) (2) (3)		
前提条件又は外部要因 Pre-condition and/or Important Assumption			
他のアクターとの役割分担の状況や複数年プログラムの中の位置づけ Division of Roles with Other Actors / Positioning of the Project in-between Multi-year Program			

検証結果 (RESULT OF IMPACT/EFFECT MEASUREMENT/EVALUATION)

1. 検証概要 (Outline of Measurement/Evaluation Result)

検証日時 (期間・季節) Date / Duration / Season	
検証実施者 Name of Surveyor	
検証対象期間 Period Measured	
指標等から確認できた事業 効果の現状 Description of Project Impact / Effect against Indicators	【プロジェクト目標】 (1) (2) (3)
	【インパクト】 (1) (2)
	【その他】 (1) (2)
備考 Remarks	

2. 項目別検証結果 (Result of Impact/Effect Measurement by Evaluation Items)

評価項目 Evaluation Items	評価 Grade	結果説明 Description of Measurement Result
有効性 Effectiveness		
インパクト Impact		
自立発展性 Sustainability		

効率性 Efficiency		
妥当性 Relevance		
その他の検証項目 Other Important Items		

3. 学び、気づき、得られた教訓等 (Lessons Learned and Recommendations)

--

4. 検証方法 (Method of Impact/Effect Measurement)

調査方法 Survey Method(s)			
情報提供者 Name of Informants	肩書 Title / Position	所属 Affiliation	入手機会 Opportunity and Means
活用資料等 Reference/Documents Used			



5. 本部記入欄 (For Head Office Use)

検証結果を踏まえた今後の 方針や改善策 Future direction and/or Measures to be taken for further improvement	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

申請先及び申請に関する問い合わせ先

外務省国際協力局民間援助連携室（平日午前10時から午後6時までの対応となります）

住 所：〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
TEL： 03-5501-8361
FAX： 03-5501-8360

この「手引き」および申請に必要な書類の様式は、外務省ホームページで閲覧・ダウンロードができます。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/j_ngo_musho.html

日本大使館・総領事館の連絡先も、外務省ホームページで閲覧ができます。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>